

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月28日
【事業年度】	第21期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
【会社名】	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
【英訳名】	Emergency Assistance Japan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 潔
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川一丁目21番14号
【電話番号】	03-3811-8121(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員企画部長兼IR室長 工藤 信幸
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川一丁目21番14号
【電話番号】	03-3811-8121(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員企画部長兼IR室長 工藤 信幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	2,958,897	2,251,279	4,358,535	6,241,218	3,598,924
経常利益 (千円)	93,184	1,863	243,651	729,653	181,276
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	62,576	271	178,869	500,052	119,981
包括利益 (千円)	61,499	8,869	214,263	542,382	155,805
純資産額 (千円)	876,730	866,530	1,080,621	1,605,847	1,713,934
総資産額 (千円)	2,647,085	2,643,761	3,802,999	3,932,841	3,685,357
1株当たり純資産額 (円)	343.00	334.16	419.16	624.46	663.30
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	25.25	0.11	71.00	198.50	47.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	24.81	-	70.96	198.42	-
自己資本比率 (%)	32.2	31.8	27.8	40.0	45.3
自己資本利益率 (%)	7.6	-	18.9	38.0	7.4
株価収益率 (倍)	48.91	-	14.93	5.36	16.96
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	38,133	404,801	245,045	920,227	5,491
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	84,704	2,279	16,833	63,116	43,401
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	315,848	115,003	353,107	309,891	99,554
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,074,590	1,580,416	1,708,771	2,301,919	2,188,816
従業員数 (人)	299	279	251	234	229
(外、平均臨時雇用者数)	(38)	(41)	(36)	(37)	(34)

- (注) 1. 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第18期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、嘱託社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	2,919,393	2,233,526	4,334,078	6,210,354	3,570,305
経常利益又は経常損失() (千円)	103,442	15,331	218,818	700,196	153,038
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	78,903	12,738	154,454	477,364	98,632
資本金 (千円)	306,993	312,001	312,001	312,001	312,001
発行済株式総数 (株)	2,487,600	2,519,600	2,519,600	2,519,600	2,519,600
純資産額 (千円)	662,436	648,368	802,650	1,262,858	1,313,772
総資産額 (千円)	2,429,726	2,409,405	3,520,926	3,606,013	3,274,132
1株当たり純資産額 (円)	256.85	247.56	308.82	488.31	504.46
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5.00 (-)	- (-)	10.00 (-)	18.00 (-)	10.00 (5.00)
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失() (円)	31.84	5.11	61.31	189.49	39.15
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 (円)	31.28	-	61.27	189.42	-
自己資本比率 (%)	26.3	25.9	22.1	34.1	38.8
自己資本利益率 (%)	13.1	-	22.0	47.5	7.9
株価収益率 (倍)	38.79	-	17.29	5.62	20.64
配当性向 (%)	15.70	-	16.31	9.50	25.54
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	205 (32)	197 (33)	179 (32)	169 (28)	164 (22)
株主総利回り (%)	80.0	52.1	69.4	70.8	54.9
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(118.1)	(126.8)	(143.0)	(139.5)	(178.9)
最高株価 (円)	2,927	1,850	2,035	1,582	1,114
最低株価 (円)	990	580	771	863	678

(注) 1. 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 第18期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第21期の1株当たり配当額10円には、創業20周年記念配当5円を含んでおります。

5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

6. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、嘱託社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社グループは、2003年1月東京都文京区小石川一丁目21番14号において、Europ Assistance社（本店所在地：フランス。以下「EA社」という。）の日本法人、EA社の連結子会社として設立され（EA社の出資比率60%）、海外にいる日本人のための医療アシスタンス事業を開始いたしました。設立時に、様々な外資系の医療アシスタンス会社で医療アシスタンスサービスに従事してきた経験豊富な日本人が集まり、EA社が有する海外センター（当時世界34カ国）とEA社が提携する病院や搬送飛行機会社などアシスタンスサービスを提供する海外プロバイダー（注1）を活用し、設立当初より世界各国において医療アシスタンスサービス（注2）を提供してまいりました。

2005年6月に当社前代表取締役吉田一正等が、EA社から株式取得を行うことで資本関係を解消し、日本人による日本人のための医療アシスタンスサービス提供会社としての体制の確立を図りました。なお、当該株式取得により、EA社は日本における当該事業から完全撤退し、当社グループが当該事業を継続して行っております。

また、クレジットカード会社からの受託業務としてコンシェルジュサービス（注2）の提供、医療アシスタンス事業の一環としての官公庁関連業務の受託等、当社事業基盤を活用した新たな事業展開を積極的に進めております。

当社グループの設立から現在に至るまでの沿革は、次のとおりであります。

年月	事項
2003年1月	東京都文京区に日本エマージェンシーアシスタンス株式会社を設立（資本金24百万円）。
2003年4月	24時間体制による医療アシスタンスサービス（注2）開始。
2004年7月	米国（バージニア州）にて北中南米大陸での医療アシスタンスサービスを開始（2005年7月に法人化。Emergency Assistance Japan (U.S.A), Inc.を設立、現連結子会社）。
2004年11月	シンガポールにてアジア・オセアニアでの医療アシスタンスサービスを開始（2005年11月に法人化。Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.を設立、現連結子会社）。
2005年1月	国内損害保険会社に対し海外旅行保険付帯サービスとしての医療アシスタンスサービスの提供を開始。
	タイ国（バンコク）にてタイ国及び周辺地域での医療アシスタンスサービスを開始（2007年5月に法人化。Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.を設立、現連結子会社）。
2005年2月	イギリス（ロンドン）にヨーロッパ・アフリカでの医療アシスタンスサービス提供を事業目的としてイギリスセンターを提携の海外プロバイダー内に設置。
2005年6月	当社前代表取締役吉田一正等により、EA社が保有する全ての当社株式を取得し、EA社との資本関係を解消し、同社の連結子会社から外れる。
2005年12月	中国（北京市）に中国での医療アシスタンスサービス提供を事業目的として北京威馬捷国際旅行援助有限責任会社を設立（現連結子会社）。
2006年10月	第二次世界大戦中に日本軍によって中国国内に遺棄された化学兵器処理事業に係る医療支援サービスを内閣府から受託を受けた建設コンサルティング会社より受託（現在は内閣府と直接契約）。
2007年5月	国外クレジットカード会社との提携によるコンシェルジュサービス（注2）を開始。
2007年9月	コンシェルジュサービス強化のため、東京都より第3種旅行業を取得（東京都知事登録旅行業 第3-5955号）。
2008年4月	留学生危機管理サービス「OSSMA」のサービス提供を開始。
2010年10月	国家戦略プロジェクトである国際医療交流支援事業（外国人患者の受入れ）に関連した支援業務を経済産業省から受託を受けた国内シンクタンク会社より受託。
2011年2月	国際医療交流支援事業のサービス強化のため、外務省より医療滞在ビザの身元保証機関として認定。
2011年5月	JIPDEC（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）よりプライバシーマークの認証取得（登録番号第10862174(01)号）。
2012年3月	バングラデシュ（ダッカ）に合弁会社を設立し、バングラデシュ及び周辺地域での医療アシスタンスサービスを開始（2012年10月に事業資本を払込み、子会社化。Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd. 2021年9月清算終了）。
2012年6月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場。
2012年10月	タイ国アシスタンスセンターの運営を24時間365日体制とし、東南アジアにおけるサービス提供体制を強化。
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場。
2013年9月	業務提携関係にあるHill & Associates社（H & A）とアジア地域におけるセキュリティ・アシスタンスサービス（注2）の商品を開発・販売開始。
2014年1月	イギリス（ロンドン）に事業所設置。
2014年4月	ユナイテッド・ヘルスケア・グローバル社と業務提携し、全世界でセキュリティ・アシスタンスサービスを提供開始。

年月	事項
2015年1月	イギリス事業所に提携プロバイダーの従業員全員が移籍し、イギリス事業所でイギリスにおける全業務の実施を始める。
2015年9月	国内で初めて医療渡航支援企業（注3）に認定される。
2016年3月	監査等委員会設置会社へ移行する。
2019年1月	カナダ（バンクーバー）にて医療アシスタンスサービスを開始し、北中南米大陸での営業を強化（2018年8月に法人化。EAJ Assistance Services Canada, Inc. を設立、現連結子会社）。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、スタンダード市場を選択。

- （注）1．海外プロバイダーとは、他のアシスタンス事業者、搬送会社や葬儀会社など、当社グループがサービス提供を行うにあたり一部業務を委託する事業者を総称したものです。当社グループは発生した案件に応じて、各事業者を使い分けアシスタンスサービスを提供します。
- 2．医療アシスタンスサービス、セキュリティ・アシスタンスサービス、及びコンシェルジュサービスにつきましては、3 [事業の内容] に詳細を記載しております。
- 3．「医療渡航支援企業認証制度」は、日本政府の成長戦略の一環として、来日して治療を受けようとする外国人が安心して医療サービスに関する相談や受診の支援が受けられるよう、一定の基準を満たした質の高い支援サービスを提供できる企業に日本政府が”お墨付き”を与える制度です。

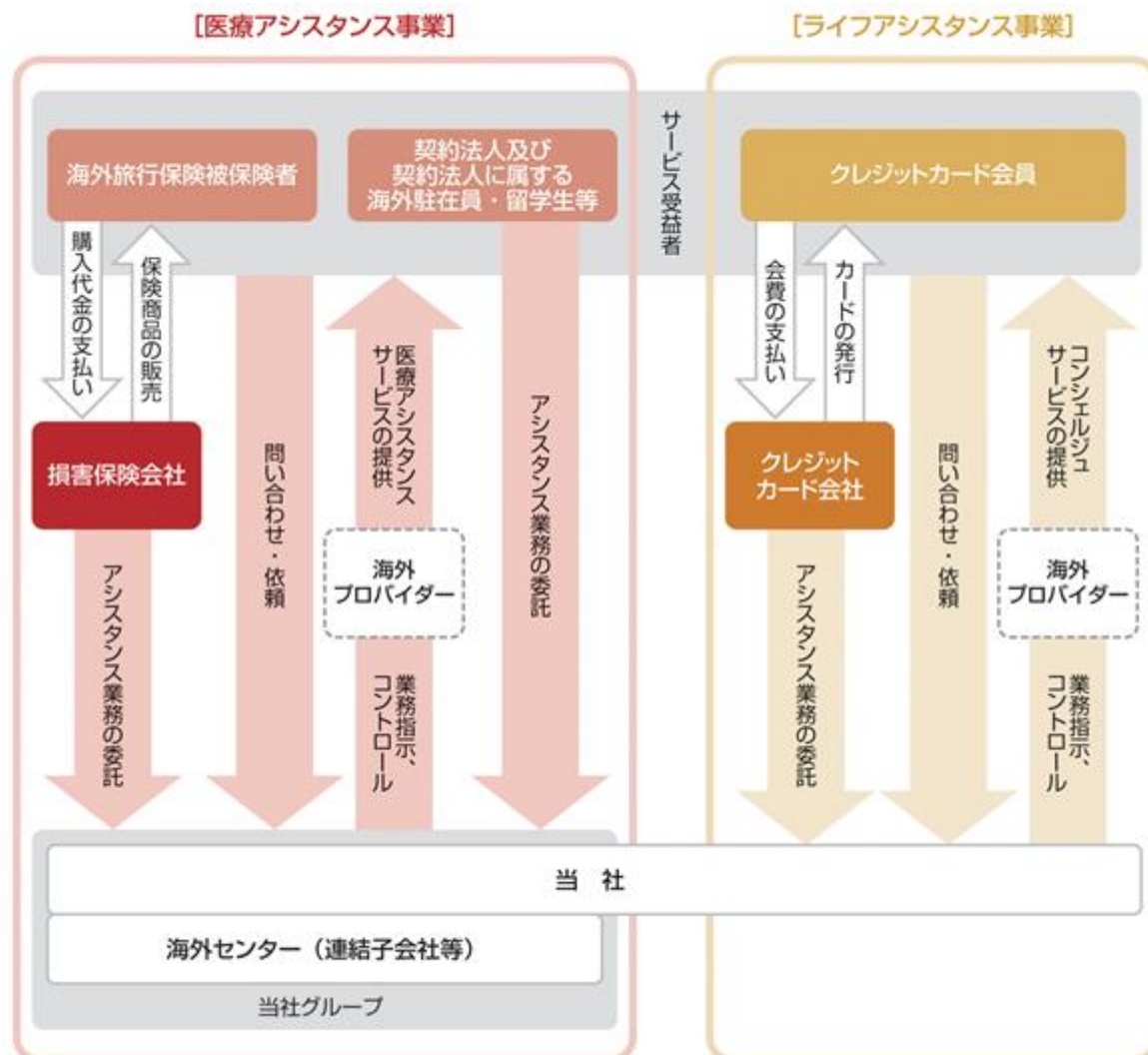
3【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社支店、連結子会社により構成されております。当社グループの主たる事業は、医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業であり、連結子会社は、主に医療アシスタンス事業を行っております。医療アシスタンス事業とライフアシスタンス事業はセグメント情報の区分と同一です。

当社グループが行っているアシスタンスサービスは主に国境をまたいだ環境におられるユーザーに対するサービスで、医療問題を解決するサービス（医療アシスタンスサービス）と生活をより楽しむためにサポートするサービス（コンシェルジュサービス、当社グループのセグメントではライフアシスタンス事業）の両サイドをご提供しています。

【事業系統図】

当社の主な事業内容を系統図によって示すと、以下のとおりです。



当社及び海外センターがユーザーに対し直接アシスタンスサービスを提供することが基本となります。海外サービス提供者（海外プロバイダー）を使用する案件に限り、海外サービス提供者に対する当社グループからの業務の指示・コントロール、及び実費・委託料の支払いが発生します。

医療アシスタンスサービスの提供主体（当社又は海外センター）は、電話発信があった地域・時間などにより変わります。

海外センターのうち、イギリスセンターは2014年から当社の事業所となっております。

後述する(2)自社展開のアシスタンスサービスの提供のうち、救急救命アシスタンスサービス及び官公庁事業に関する医療支援サービスはこの図には含まれておりません。

当社グループの事業内容は次のとおりです。

[医療アシスタンス事業]

医療アシスタンス事業は(1)海外旅行保険の付帯としてのサービス提供(損害保険会社からの受託による医療アシスタンスサービス)と(2)自社展開のアシスタンスサービスの提供(企業・大学・官公庁等との直接契約に基づく医療アシスタンスサービス)に分かれます。

(主な関係会社)

当社

Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.

Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.

北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司

Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.

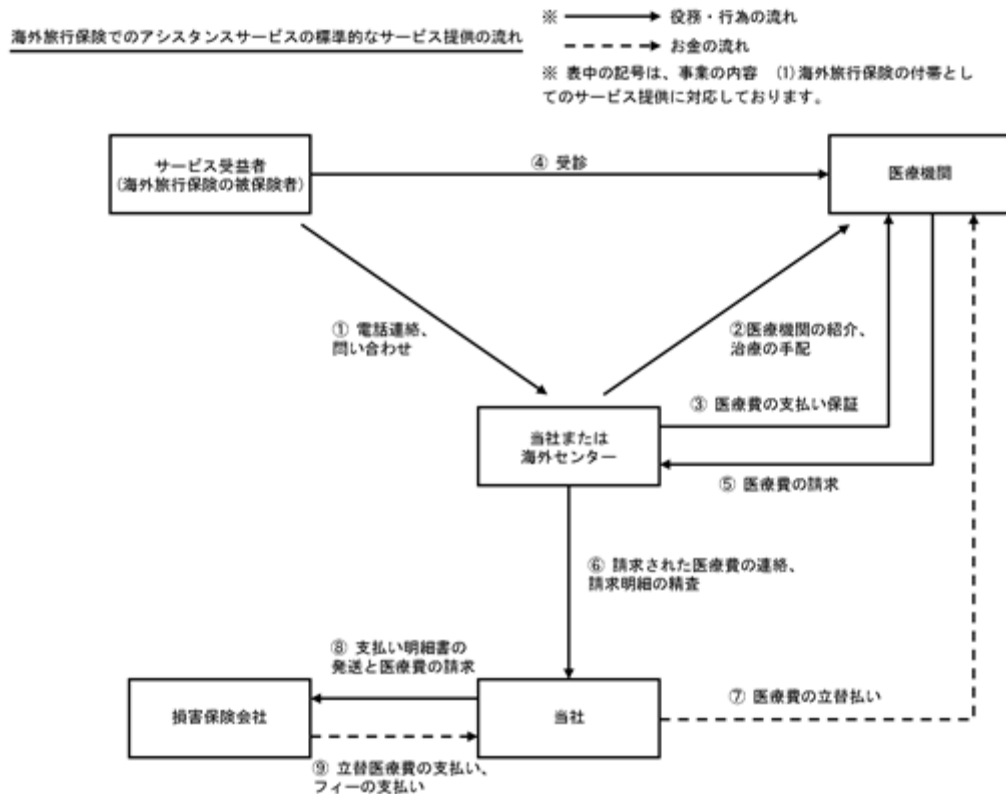
EAJ Assistance Services Canada, Inc.

(1) 海外旅行保険の付帯としてのサービス提供

損害保険会社のサービス規約に従い、海外旅行保険加入者(被保険者)が自国外において被った怪我や病気に対して、電話での対応から受診支援、搬送に至るまでの医療に関する様々なアシスタンスサービスを損害保険会社から受託しております。当事業においては、損害保険会社より、年間契約料収入と対応件数に応じた収入を得ております。

当社グループでは、電話発信の時間・地域ごとに当社ないし6つの海外センターにて電話受付及びサービス提供を行っており、東京本社(当社)においては、受電対応に加え、重症者への対応や入院・搬送(帰国を含む)といった高度なコーディネート業務を専門部署が損害保険会社と連携を密にとりながら24時間体制で行っております。

海外旅行保険の付帯としてのサービス提供における、標準的なサービス提供の流れを図示すると、以下のとおりとなります。



(2) 自社展開のアシスタンスサービスの提供

自社展開のアシスタンスサービスとして、以下のものがあります。

法人向け医療アシスタンスサービス

海外展開している法人や官公庁との直接契約で、海外駐在者、海外渡航者に対して医療支援を含めた危機管理と危機対応に関するサービスを提供しています。具体的には現地の医療状況の調査や予防接種、健康診断の手配、病気の際の受診手配等の様々な医療サービスのコーディネートや旅行保険が効かない際の支援、危機管理情報の提供などを行います。企業が海外にいる自社の社員及び家族に提供すべきサービスを企業担当者と連携をとりながら実施することで、海外での企業の安全配慮義務や従業員満足度向上政策を支援します。

当サービスは契約企業より年間契約料収入及び対応件数に応じた収入を得ています。

なお、当サービスは、海外旅行保険の付帯としてのサービスとは異なり、保険適用に関係なくアシスタンスサービスを提供するサービスであります。

留学生危機管理サービス

海外留学する学生の危機管理として、医療支援をはじめ、学生と連絡が取れない場合や行方不明時の搜索、海外生活における身近な問題の解決支援など、広く留学生生活を支援するサービスです。契約大学より年間契約料収入と、留学生数、対応件数に応じた収入を得ています。

セキュリティ・アシスタンスサービス

経済のグローバル化に伴い、日本企業の海外進出が増加する中、海外在勤者及び渡航者が現地で遭遇するセキュリティ・リスクが多様化・複合化・巨大化しており、専門家による危機管理体制の構築が求められております。

当社グループは2013年9月からセキュリティ・アシスタンス商品を開発・販売を始め、現在では世界展開しているリスクマネジメント専門の会社と提携し、世界中でセキュリティ・アシスタンスサービスを提供しております。海外医療アシスタンスを通じて培われた当社の危機対応能力と提携各社のセキュリティ・リスク・マネージメント能力を融合し、医療アシスタンスとセキュリティ・アシスタンスを合わせて企業のトータルリスク管理を実施します。

具体的には、契約企業は当社本社アラーム・センター内に設置する24時間365日稼働のセキュリティ回線にアクセスし、サービス提供対象国におけるセキュリティ関連事案に関して、より詳しい情報やアドバイスを現地事情に精通するセキュリティ・プロフェッショナルから受けることができます。

また、契約企業の担当者にサービス提供対象国で発生するセキュリティ関連事件（内線、革命、クーデター、政変、暴動、テロ、重大犯罪、重大事故等）の内容及び対応のためのアドバイスを簡潔かつ迅速に日本語でEメール配信します。

また、オプションで現地の治安状況が悪化した際の最寄りの安全適地への緊急国外避難を支援するサービスも提供いたします。

当該サービスは契約先からの年間契約料収入を得ています。

救急救命アシスタンスサービス

国内外の要医療サービス地に健康危機管理、救助・救急のサービスを提供するとともに、エマージェンシー教育などのサービスを提供します。

また、救急救命士や看護師が現地プラント、僻地サイトに常駐して現地医療体制を構築し、緊急時の救急対応に加え、日常の健康見守りを実施して傷病の発生を未然に防止するプロジェクト型の救急救命アシスタンスサービスをこれまで官公庁事業で提供してきましたが、これを「E A」プロジェクトアシスト」としてパッケージ化し、民間企業に向けて提供しております。当該サービスは契約先企業からの契約料収入を得ています。

国際医療事業（医療ツーリズム）

政府が日本の医療の国際展開を強く推進する中、当社グループはインバウンド事業（外国人患者の受入サポート等）に取り組み、日本の医療の国際展開をサポートしております。

インバウンド事業については、当社グループは外国人患者と日本の医療機関とのマッチング、医療ビザの手配、医療通訳派遣等、国内医療機関で治療等を受ける外国人に対する一連のコーディネートサービスを自社で展開しております。当社は医療滞在ビザの身元保証機関の登録第1号企業であり、日本がインバウンド事業に力を入れ始めた初期からサービス提供を実施しており、また、これまでの外国人患者の受入体制・実績が評価されて、2015年9月4日に一般社団法人Medical Excellence JAPANより、国内初の「医療渡航支援企業（1）」として認証されました。

当該事業は患者からのサービス料収入を得ています。

- 1 「医療渡航支援企業認証制度」は、日本政府の成長戦略の一環として、来日して治療を受けようとする外国人が安心して医療サービスに関する相談や受診の支援が受けられるよう、一定の基準を満たした質の高い支援サービスを提供できる企業に日本政府が「お墨付き」を与える制度です。

官公庁事業に関する医療支援サービス

日本国内で外国人に病気や怪我など不測の事態が起こった場合のスムーズな医療提供が大きな課題となりつつあるなか、厚生労働省より外国人診療に関する「ワンストップ相談窓口事業者」に選定され、全国の医療機関からの相談対応業務を前期より継続して受注しています。

また、厚生労働省から受託した「入国者等健康フォローアップセンター業務」及び東京検疫所から受託した「検疫手続確認センター業務」につきましては、当社の基幹システムを核に諸業務のパッケージ化を進める形で展開しました。

[ライフアシスタンス事業]

ライフアシスタンス事業では、現在クレジットカード会社からカード会員に対するコンシェルジュサービス（レストランの予約やイベントチケット等の取得等）を受託しております。

当該事業で提供しているコンシェルジュサービスとは、医療アシスタンスサービスが病気、怪我をはじめとした緊急事態に対応するサービスであることに対して、「より気持ちよく、より楽しい」海外での生活を楽しんでいたためのお手伝いをするサービスです。

当該事業は、クレジットカード会社からの年間契約料収入を主たる収入としています。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	米国 バージニア州	150,000 USドル	医療アシ スタンス事業	100.0	・医療アシスタンス事業の業務委託関 係(北中南米でのサービス提供) ・役員の兼任2名
(連結子会社) Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	165,000 シンガポ ールドル	医療アシ スタンス事業	100.0	・医療アシスタンス事業の業務委託関 係(アジア地域(中国とタイ国を除 く)でのサービス提供) ・役員の兼任1名
(連結子会社) 北京威馬捷国際旅行 援助有限責任公司	中国 北京市	250,000 USドル	医療アシ スタンス事業	100.0	・医療アシスタンス事業の業務委託関 係(中国でのサービス提供) ・役員の兼任2名
(連結子会社) Emergency Assistance Thailand Co., Ltd. (注)2	タイ国 バンコク	7,000,000 バーツ	医療アシ スタンス事業	100.0 (5.7)	・医療アシスタンス事業の業務委託関 係(タイ国でのサービス提供) ・役員の兼任1名
(連結子会社) EAJ Assistance Services Canada, Inc. (注)3	カナダ バンクーバー	620,000 カナダドル	医療アシ スタンス事業	100.0	・医療アシスタンス事業の業務委託関 係(北米でのサービス提供) ・役員の兼任2名 ・従業員の出向1名

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数となっております。

3. 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
医療アシスタンス事業	161	(26)
ライフアシスタンス事業	40	(5)
全社(共通)	28	(3)
合計	229	(34)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、嘱託社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員数を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
164 (22)	43.8	8.7	5,063

セグメントの名称	従業員数(人)	
医療アシスタンス事業	96	(14)
ライフアシスタンス事業	40	(5)
全社(共通)	28	(3)
合計	164	(22)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、嘱託社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員数を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1	当事業年度					補足説明
	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 1		労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 2			
	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
54.2	100.0					

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 労働者の男女の賃金の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針・経営戦略等

会社の経営の基本方針

当社グループのサービスは日本人の視点に立った、細やかな「ジャパンスターダート」のアシスタンスです。グローバル化が進む今日、日本人のお客様のみならず世界のお客様へ一人一人の気持ちになって真に求められているサービスを提供していく必要があると考えております。

ウィズコロナにおける社会経済活動が活性化する中で、お客様が世界のあらゆる場所で活躍される機会が増えるとともに、慣れない場所での自然災害や、テロなど予期しない出来事に遭われる可能性が高まります。また、今般の新型コロナウイルス感染症のような新たなパンデミックが起こる可能性も十分に考えられます。このような事態に迅速に対応するために、世界の隅々までサービスを提供できるオペレーション能力の向上とサービス体制を構築しつつ、アウトバウンドやインバウンドの医療アシスタンス体制や運用コストの見直しを行い、組織再編を進めるとともに、少数精鋭化の業務運営を目指します。

また、厚生労働省の受託事業から得た経験やノウハウを生かし、新規事業の立ち上げと拡大に注力してまいります。

遠隔診療やヘルスケア市場の拡大は続き、多くの企業が新規に参入してくるものと思われる中、当社におきましてもヘルスケア市場への取り組みをより一層強化し、収益の計上を目指します。データやデジタル技術を活用したDX化への取り組みについても、早急に進め、ビジネスモデルの変革を目指します。

中長期的な会社の経営戦略

成長シナリオを進めていくために、環境の変化に影響を受けることなく安定した利益の確保ができる企業体質の確立が経営の重要課題であると認識しており、以下の施策を実践してまいります。

(医療アシスタンス事業)

ウィズコロナにおける社会経済活動が活性化する中で、当社グループの主力事業である海外旅行保険及びクレジットカードに付帯する医療保険に係るアシスタンス事業の一層の拡充を目指します。顧客への世界最高品質のサービス提供を追求することで顧客満足度の一層の向上を図り、高い信頼を得ることが目標です。加えて、国内外の医療機関とのより一層の関係強化を図り、顧客に対して信頼性が高く、よりきめ細かい医療アシスタンスサービスを提供してまいります。

また、医療アシスタンスサービスだけでなく、昨今のテロやデモ・暴動など、世界各国において多様化、高度化、複雑化するセキュリティ・リスクへの対応が求められております。このニーズに対応し、当社グループは医療アシスタンスとセキュリティアシスタンスをセットとしたサービスによる「トータルリスク管理」を支援していきたいと考えております。

ウィズコロナにおける社会経済活動が活性化する中で、日本医療の国際展開を支援・促進する事業において、外国人患者の受入支援事業を中心に着実な売上増加を見込んでおります。当社は多くの医療機関が利用する「医療渡航支援企業」にも指定されていることで認知及び信頼を獲得しており、訪日医療患者の数も一層増加していくことが予想されます。

また、救急救命アシスタンス事業は、民間企業等が海外の僻地で取り組む大規模建設工事現場にサイトクリニックを設置し、医師・看護師・救急救命士が常駐して現地医療体制を構築し、病人や怪我人の対応を行うサービス(EAJプロジェクトアシスト)を展開しております。世界的な新型コロナウイルス感染症の影響を受け、現場サイトでの感染予防・感染対策を行う日本人医療者派遣の需要が拡大し、2018年より受注しているバングラデシュ事業を順調に運営してまいりました。これらの事業でのノウハウを蓄積し、今後のプロジェクトアシスト事業の拡大、成長を目指します。

(ライフアシスタンス事業)

ライフアシスタンス事業については、これまでに培ったノウハウや既存顧客から獲得している高い信用を生かし、高品質のサービス提供を武器に事業拡大を進めます。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、事業の継続的な拡大を通じて、企業価値を向上させていくことを経営の目標としております。経営指標としては利益の確保に加え、現金の動きを把握するキャッシュ・フロー経営を重視するとともに、資本効率の観点から、ROE(自己資本利益率)向上による企業価値の増大に努めてまいります。

(3) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

経営環境

2024年度の社会環境を展望すると、ウィズコロナにおいて社会経済活動が世界的に再活性化することが見込まれます。一方で国際紛争及び円安の長期硬直化による食料・資源・エネルギー価格の高騰、人件費の上昇によるコスト・プッシュ型のインフレ圧力などが懸念されます。またコロナ禍を経て、社会の健康志向、危機管理志向はより一層高まっていくと思われれます。

優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの事業環境については、これらの社会経済活動の活性化や健康志向・危機管理志向の高まりを受けてアシスタンス事業全般にコロナ禍以前以上に需要が高まり、当社グループにとって大きなチャンスの到来が想定されます。これらの需要をしっかりと捉えるとともに、高収益を確保できる事業構造への転換が急務であり、運用プロセス等の見直しの継続と抜本的な組織の統廃合等による効率的な組織運営が必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの強みを活かした「医療アシスタンス」、「ライフアシスタンス」に続く新しい事業の柱の構築が急務であると考えております。

経営方針・経営戦略の基本方針に基づき、成長シナリオを進めるための経営戦略上の施策に関連して上述の喫緊の課題への対応の具体的な施策として、2024年度は主として以下の経営方針、事業セグメント別の事業方針を掲げ、優先的な事業推進に取り組んでまいります。

<経営方針>

A. 既存顧客満足度の向上

- ・業務品質の向上を伴う現場力の強化により、顧客満足度を高め、契約の維持及び囲い込みを図る

B. 既存事業の少数精鋭化

- ・抜本的な組織再編・統廃合を断行し、業務運営体制を再構築する

C. DX化による仕事のやり方の抜本的改定

- ・オペレーション部門AI導入プロジェクトを積極推進する

D. 新しいビジネス分野の構築

- ・医療アシスタンス、ライフアシスタンスに続く新しい事業の柱を構築する

E. 採算性を考慮したビジネススタイルの徹底

- ・独立採算制を最重要視し、将来性・成長性を見込める事業への投資による企業規模の拡大を図る

<事業方針(セグメント別)>

A. 医療アシスタンス事業

(a) アウトバウンド

- ・小規模で分散したオペレーション機能を集約し規模のメリットを獲得
- ・近代的コールセンター運営のためのAI導入による情報インテグレーションの再構築

(b) インバウンド

- ・海外NW機能を活用した新規クライアント開拓営業を強化
- ・対応品質の向上及び収益性改善のためのフィー体系の見直し

(c) 渡航医療・ヘルスケア(医療ツーリズム)

- ・市場ニーズに即した集客活動強化と日本での医療機関とのコーディネート機能強化
- ・海外エージェント網の拡充

(d) 企業/学校法人営業

- ・コーポレート商品の付加価値向上及び顧客数拡大に向けた販売強化
- ・学校法人向け商品(OSSMA)のシステム再開発および収益拡大

B. ライフ・ノンメディカルアシスタンス分野

(a) ライフアシスタンス

- ・コンシェルジュ事業の採算性検証により適正価格・適正条件での継続受注
- ・業務品質の向上による顧客満足度の維持および囲い込み

(b) ノンメディカル

- ・既存契約及び新規契約の内容の見直し
- ・既存コンシェルジュのオペレーション基盤を有効活用できる新規ビジネスの獲得

C. 新規事業分野

(a) 新規ビジネス

- ・国内外をターゲットとしたハイエンドなヘルスケア・ウェルビーイング事業の展開
- ・専門性の高いセキュリティ・リスク管理事業や災害対応等で新機軸を創設

また、外部環境の変化に迅速、柔軟に対応するために健全性を重視した財務基盤の強化を図ってまいります。

なお、財務基盤の強化に係る基本的な考え方及び施策等の状況につきましては、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報」に記載のとおりであります。

なお、今後の当社グループの経営・事業環境及び業績動向をしっかりと見極めつつ、適宜計画の見直しと必要な施策を実施してまいります。

末筆ながら、この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興が叶いますようお願い申し上げます。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針の策定は行っておりませんが、役員・従業員の行動の指針である「E A J行動規範」において、「法令の遵守」、「環境保全への寄与」、「お取引先との信頼関係の確立」、「従業員の自己実現への環境づくり」等を定め、コンプライアンス体制を構築し、地球環境問題への配慮、取引先との公正・適正な取引および従業員の健康・労働環境への配慮等を目指しております。基本的な方針の策定については、今後、必要に応じて検討してまいります。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行ってまいります。

(2) 戦略

当社グループでは、現時点でサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組みのうち、重要なものについては、該当事項がありませんので記載を省略しております。

当社グループは、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、人材戦略において、社内における女性の活躍推進を含む、多様性の確保を推進しております。

当社グループは、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定しており、また、育児を支援する環境整備として、従業員の育児休業、子の看護休暇、育児のための時間外労働の制限、育児短時間勤務制度等を実施するなど、社内環境整備を図っております。

(3) リスク管理

リスクに関して、全社的な立場で的確に管理するとともに、リスクが具体化したときにおいては、迅速な意思決定を行的確な対応を行うために、社長直属の組織として、リスク管理を統括するリスク管理委員会を設けております。リスク管理委員会は、社長を委員長とし、全常勤取締役及び組織長を委員として構成し、リスクに対する日常的な体制及び緊急時における対応策を講じる体制にしております。

当社グループにおけるサステナビリティ関連のリスクの内容は以下のとおりです。

法令・規制の変更について

現在、当社グループが関連する業界においては特定の許認可制度などはないものの、今後、新たな自主規制が設けられたり、公的、準公的資格の取得が義務付けられたりする可能性があります。当社グループの想定を超えた法的規制及び自主規制等が設けられた場合、当社グループのビジネスモデル等に影響を及ぼす可能性があります。そのため、業界動向等については十分に注意を払ってまいります。

人材の確保及び育成について

医療アシスタンス事業における、二カ国語以上を話し、医療や保険などに関する深い知識を持ったアシスタンスコーディネーター及びライフアシスタンス事業における、二カ国語以上を話し、コンシェルジュサービスに関する豊富な知識と経験を持つ従業員は、当社グループの重要な資産であります。しかし、サービス提供に必要な人材が早期に確保・育成できなかった場合には事業展開の速度に影響を及ぼす可能性があります。そのため、年齢、性別にこだわらず間口を大きく広げた採用活動や内部での研修強化により人材の確保と育成に努めております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、現時点でサステナビリティに係る基本方針を策定していないことから、サステナビリティ関連の指標及び目標の記載を省略しております。

当連結会計年度末において、女性社員比率が69.2%、女性管理職比率が54.2%と、女性比率が高くなっております。外国人については、海外拠点において管理職への登用の実績があります。今後も、現在の水準を維持することを目標といたします。

指標	目標	実績（当連結会計年度）
管理職に占める女性労働者の割合	2024年12月31日までに60%まで引き上げる	54.2%

(注) 上記指標及び目標については、当社における指標及び目標であります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、継続的な事業活動に影響を及ぼすおそれのあるあらゆるリスクを未然に防止、軽減し経営基盤の安定化を図るとともに、万一これらのリスクが顕在化した場合に迅速かつ的確に対応するため、リスク管理基本規程を定め、全体的なリスク管理を推進する組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する社内教育・啓蒙策の企画及び実施、経営上重要なリスクの抽出・評価・見直しの実施、対応策の策定、管理状況の確認を定期的に行っております。

また、法務及びコンプライアンスに係るリスク管理につきましては、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントの体制強化を推進しております。

なお、以下の各リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため記載しておりません。

(1) 特に重要なリスク

在外駐在者、海外渡航者数の急激な減少について

当社グループの中核的な事業は、主に海外駐在者、海外渡航者に対するアシスタンスサービスの提供であります。そのため、国内外の不況、急激な円安、海外の政情不安や治安悪化、地域紛争、戦争、航空運賃の高騰、今般の新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックや伝染病の流行などにより、海外駐在者、海外渡航者数が急激に減少した場合、アシスタンスサービス提供数が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

日本と諸外国の往来が正常化しつつあり、海外渡航者数も増加傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで完全に回復するには至っておりません。この状況が更に長期化する可能性も否定できず、その場合、当社グループの経営成績に対する悪影響が継続するリスクがあります。

官公庁からの受託業務に係るリスクについて

官公庁からの受注事業であるワンストップ相談窓口事業等につきましては、官公庁からの発注は一般競争入札にもとづいており、当社グループが落札できない場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、計画どおりに予算が執行されず受託業務が縮小した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の漏洩について

当社グループは、業務の性質上多数の個人情報を保有しており、いわゆる個人情報保護法に定める「個人情報取扱事業者」に該当し、個人情報の取扱いに関して一定の義務を負っており、「プライバシーマーク」を取得するとともに、個人情報保護関連の諸規程を整備し運用するなど、社内の管理体制には万全を期しております。また、特に要配慮個人情報を扱う部署への入室資格者の制限とビデオカメラ撮影による記録の保存、自社サーバー内のデータへのアクセス権限の厳格な管理、従業員への定期的な個人情報保護関連研修などを実施しております。しかしながら、想定外の理由により万一個人情報が外部へ漏洩するような事態が発生した場合には、当社グループの信頼低下による大口顧客の契約解除、業務範囲の縮小による売上減少や損害賠償による費用の発生などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて

当社グループの基幹業務システムのトラブルを防止及び回避するために、データベースサーバ及びWEBサーバーの外部データセンターへの外出し、冗長化や定期的なバックアップ等を実施しております。しかしながら、万が一予期せぬ大規模災害や人為的な事故等によるシステムトラブルが発生した場合には、システム改修費用や損害賠償等の費用発生により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

立替金について

当社グループでは、医師・医療機関への事前の支払のため保険会社等に対する立替金が発生し、事業拡大にとともにその金額も大きくなる傾向があります。保険会社に対する立替は、信頼ある保険会社との間の契約に従い実施しているものであり、回収にかかるリスクは限定的と考えております。また、保険会社以外につきましては、原則、顧客より予想される立替金額を上回る前受金を収受するか、もしくは信用ある法人に対しては当社グループの与信管理基準に従いつつ、顧客から支払い確約書を手入した上で行う等の対応を行っております。しかしながら、万が一多額の立替金の回収遅れや回収不能な事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 重要なリスク

法令・規制の変更について

現在、当社グループが関連する業界においては特定の許認可制度などはないものの、今後、新たな自主規制が設けられたり、公的、準公的資格の取得が義務付けられたりする可能性があります。当社グループの想定を超えた法的規制及び自主規制等が設けられた場合、当社グループのビジネスモデル等に影響を及ぼす可能性があります。そのため、業界動向等については十分に注意を払ってまいります。

人材の確保及び育成について

医療アシスタンス事業における、二カ国語以上を話し、医療や保険などに関する深い知識を持ったアシスタンスコーディネーター及びライフアシスタンス事業における、二カ国語以上を話し、コンシェルジュサービスに関する豊富な知識と経験を持つ従業員は、当社グループの重要な資産であります。しかし、サービス提供に必要な人材が早期に確保・育成できなかつた場合には事業展開の速度に影響を及ぼす可能性があります。そのため、年齢、性別にこだわらず間口を大きく広げた採用活動や内部での研修強化により人材の確保と育成に努めております。

カントリーリスクについて

当社グループでは、現在、米国、中国、タイ国、シンガポール、カナダに子会社、英国に支店を置き、世界各国をサービス提供エリアとした事業展開を行っております。そのため、これらの国々で軍事クーデター、内乱・大規模な騒乱、国家経済の破綻、法的制度の大幅な変化などが生じた場合、当社グループの業務執行に影響が生じる場合があります。また日本人の海外滞在者の多い地域や全世界を範囲とするような上記の事象が生じた場合にも、海外渡航者数の減少により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害について

重大な自然災害が発生し当社グループの事業所が被災した場合には、円滑な業務遂行に影響が出ることは避けられず、その結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。そのため、このような場合に備えて日本と海外の6カ国に設置しているアシスタンスセンター間を結ぶ高機能電話システムを導入し、特定のセンターが被災して受電できなくなっても、他センターで受電し顧客への通常サービスを提供できる体制としています。また、日本に設置して海外センターと共同で使用するコンピューターサーバーは万全の安全対策を施したサーバーセンターに外出し、高機能電話システムと合わせて被災時にも顧客への通常サービスを提供できる体制を整えております。

訴訟・クレームに関するリスクについて

これまで当社グループが国内外で行っている事業に関連した重要な訴訟は発生しておりませんが、万一当社グループの提供するサービス等をめぐる重要な訴訟やクレーム等が発生した場合には当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があるため、適切な保険の付帯等によりリスクヘッジ策を講ずるとともに、有力弁護士をかかえる法律事務所と顧問契約を締結し、適切なアドバイスを得て、こうしたリスクの顕在化防止に注力しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、ウィズコロナにおける穏やかな景気回復基調にあるものの、長引くウクライナ情勢の緊迫化、中東地域をめぐる情勢、世界的に金融引締めが進む中での金融資本市場の変動、円安傾向の恒常化や資源エネルギー価格の高騰など、引き続き厳しい状況が続いております。

当社グループの主要事業の業績に影響を与える海外出国日本人数につきましては、2023年通年では前年比247.2%増の9,624千人と増加傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には戻っておりません（日本政府観光局（JNTO）調べ）。

海外からの訪日外客数については、4月の水際措置撤廃以降、右肩上がり急回復を遂げ、2023年通年では前年比554.1%増の25,066千人と大幅な増加となり、2019年比で78.6%と8割程度まで回復が進みました（日本政府観光局（JNTO）調べ）。

医療アシスタンス事業の売上高は、訪日外客数が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に迫る戻りをみせ、出国日本人数は同水準には届いていないものの、足元では着実に回復の兆しが見られる中、厚生労働省から受託しております新型コロナウイルス感染症関連事業が、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類（危険性の高い感染症）から5類（既知の感染症）に移行されたことから、その役割を終え、5月末をもって終了したため、前期比で減少しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は3,598百万円（前期比42.3%減）と減収になりました。また、当連結会計年度の売上原価も、2,695百万円（前期比45.8%減）と減少し、販売費及び一般管理費は730百万円（前期比33.2%増）、営業利益は173百万円（前期比75.8%減）、経常利益は181百万円（前期比75.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は119百万円（前期比76.0%減）となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。

(医療アシスタンス事業)

a. 海外旅行保険の付帯サービス

海外旅行保険の付帯サービスにつきましては、ウィズコロナにともない出国日本人数が徐々に増加傾向にあり、売上高は前期比で増加となりました。

b. 法人向け医療アシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービス

当社グループは医療アシスタンスサービスとセキュリティ・アシスタンスサービスの両サービスを企業・大学に提供しております。

法人向け医療アシスタンスサービスは、売上高が前期比で若干減少しましたが、セキュリティ・アシスタンスサービスは、前期比で増加しました。また、大学向けの留学生危機管理サービスは、ウィズコロナにともない留学が再開し始め、売上高が前期比で増加しました。

c. 救急救命アシスタンス事業

救急救命アシスタンス事業は、民間企業が海外の僻地で取り組む大規模建設工事現場にサイトクリニックを設置し、医師・看護師・救急救命士が病人や怪我人の対応を行う事業（EAJプロジェクトアシスト）です。

現場サイトでの新型コロナウイルス感染症への感染予防・感染対策を行う日本人医療者派遣の要請が継続しており、前期比で売上高は若干増加しました。

d. 国際医療事業（医療ツーリズム）

国際医療事業（医療ツーリズム）につきましては、まだ新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には戻っておりませんが、徐々に回復傾向にあり、売上高は前期比で増加しております。今後の更なる需要拡大を見据え、国内医療機関とのネットワーク構築等の体制強化を図っております。

e. 訪日外国人向け緊急対応型医療アシスタンス事業

日本国内で外国人が病気や怪我など不測の事態が起こった場合の医療アシスタンスサービスの提供機会はウィズコロナにともなう訪日外客数の増加で、売上高は前期比で増加しております。

f. ワンストップ相談窓口

厚生労働省や大阪府その他の自治体より、外国人診療に関する相談窓口事業を順調に運営し、医療機関向けの相談対応業務を実施しております。厚生労働省からの受託額の増加により、売上高は前期比で倍増しました。今後、地方自治体や医療機関との外国人患者受入に関する連携の一層の強化を目指します。

g. 入国者等健康フォローアップセンター業務

厚生労働省から受託した「入国者等健康フォローアップセンター業務」につきましては、新型コロナウイルス感染症法上の分類が2類（危険性の高い感染症）から5類（既知の感染症）に移行されたことから、その役割を終え、5月末で終了したため、売上高は前期比で大きく減少しました。

h. 検疫手続確認センター業務

東京検疫所から受託した「検疫手続確認センター業務」につきましても、「入国者等健康フォローアップセンター業務」と同様の理由により、5月末で終了したため、売上高は前期比で減少しました。

これらの結果、医療アシスタンス事業の売上高は3,184百万円（前期比45.3%減）、セグメント利益は564百万円（前期比40.3%減）となりました。

（ライフアシスタンス事業）

ライフアシスタンス事業につきましては、既存取引先との契約見直しに伴い、前期比で売上高が僅かに減少しました。

この結果、ライフアシスタンス事業の売上高は414百万円（前期比1.3%減）、セグメント利益は78百万円（前期比50.9%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ113百万円減少し、2,188百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・アウトフローは、5百万円（前連結会計年度は920百万円のキャッシュ・インフロー）となりました。この主な要因は、税金等調整前当期純利益181百万円の計上、減価償却費48百万円の計上、売上債権及び契約資産484百万円の減少、仕掛品39百万円の減少、契約負債133百万円の増加、預り金67百万円の増加の一方、立替金273百万円の増加、未払金245百万円の減少、未払又は未収消費税等120百万円の減少、法人税等の支払額320百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・アウトフローは、43百万円（前連結会計年度は63百万円のキャッシュ・アウトフロー）となりました。この主な要因は、定期預金の預入による支出20百万円、有形固定資産の取得による支出12百万円、無形固定資産の取得による支出13百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・アウトフローは、99百万円（前連結会計年度は309百万円のキャッシュ・アウトフロー）となりました。この主な要因は、短期借入金30百万円の減少、長期借入金の返済による支出12百万円、配当金57百万円の支払であります。

生産、受注及び販売の実績

（生産実績）

当社グループはアシスタンス業務の提供を主たる事業として行っており、生産に該当する事項はありません。

（受注実績）

当社グループの主たる事業であるアシスタンス業務の提供は、提供するサービスの性格上、受注の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

（販売実績）

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	前年増減比(%)
医療アシスタンス事業 (千円)	3,184,587	45.3
ライフアシスタンス事業(千円)	414,337	1.3
合計 (千円)	3,598,924	42.3

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
厚生労働省	4,249,883	68.1	1,224,051	34.0
損害保険ジャパン株式会社 (注) 2	844,045	13.5	1,061,508	29.5

2. 損害保険ジャパン株式会社の企業集団に属するEndurance Services Limitedへの販売高を集約して記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は次のとおりであります。

(売上高)

医療アシスタンス事業の売上高は、訪日外客数が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に迫る戻りをみせ、出国日本人数は同水準には戻っていないものの、足元では着実に回復の兆しが見られる中、厚生労働省から受託しておりました新型コロナウイルス感染症関連事業が、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類(危険性の高い感染症)から5類(既知の感染症)に移行されたことから、その役割を終え、5月末をもって終了したため、前期比で減少しました。

またライフアシスタンス事業につきましては、既存取引先との契約見直しにともない、前期比で売上高が減少しました。

この結果、売上高は前年比42.3%減の3,598百万円となりました。

(営業利益)

売上原価は2,695百万円(前期比45.8%減)、販売費及び一般管理費は730百万円(前期比33.2%増)となりました。この結果、営業利益は173百万円(前期比75.8%減)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

営業外収益において為替差益10百万円(前期比24.6%減)を計上しました。また、特筆すべき特別利益及び特別損失の計上はありません。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は119百万円(前期比76.0%減)となりました。

(財政状態)

当連結会計年度末の総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ247百万円減少し、3,685百万円となりました。主な増減要因としては、立替金273百万円の増加、現金及び預金89百万円の減少、売掛金及び契約資産478百万円の減少、仕掛品39百万円の減少がありました。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ355百万円減少し、1,971百万円となりました。主な増減要因としては、契約負債133百万円の増加、短期借入金30百万円の減少、未払金238百万円の減少、未払法人税等206百万円の減少がありました。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ108百万円増加し1,713百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益が119百万円発生し、利益剰余金1,034百万円(前期比62百万円増)を計上したことによる

ものと、為替換算調整勘定123百万円（前期比35百万円増）によるものです。

以上の結果、当連結会計年度末における自己資本比率は45.3%（前期比5.3ポイント増）となりました。

当社の事業におきましては、医療機関に対する立替払いの実施など、ビジネスを拡大するにつれて借入が増えるビジネスモデルとなっておりますが、当連結会計年度末の自己資本比率は、一般的な水準である30%以上を維持しております。

また、重要な経営指標である自己資本利益率を高めるために、より高収益体質へと転換を図ってまいります。

なお、今後の見通しにつきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

また、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

（医療アシスタンス事業）

医療アシスタンス事業においては、当社グループの主要業務である海外における日本人顧客向けの医療アシスタンスサービスについて、海外出国日本人数の増加傾向に伴い、サービス提供数に応じた変動的な売上体系である海外旅行保険の付帯サービス及び留学生危機管理サービスともに着実に回復の兆しが見られたこと、また、訪日外客数についても増加傾向となっており、医療ツーリズム及び訪日・在日外国人向け緊急医療アシスタンスサービスにつきましても、前期比で増加しており、今後の業績回復が期待されます。

また、厚生労働省から受託しておりました新型コロナウイルス感染症関連事業が、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類（危険性の高い感染症）から5類（既知の感染症）に移行されたことから、その役割を終え、5月末をもって終了いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の医療アシスタンス事業の売上高は、前期比45.3%減の3,184百万円、セグメント利益は、前期比40.3%減の564百万円の結果となりました。

（ライフアシスタンス事業）

ライフアシスタンス事業においては、既存取引先との契約見直しにともない、前年比で売上高が僅かに減少しました。

当連結会計年度のライフアシスタンス事業の売上高は、前期比1.3%減の414百万円、セグメント利益は、前期比50.9%減の78百万円の結果となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

（キャッシュ・フローの状況の分析）

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、前連結会計年度末に比べ113百万円減少したものの、当連結会計年度末時点で2,188百万円の十分な水準の手元流動性を確保しております。

（資本の財源及び資金の流動性）

当社グループの当連結会計年度の資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

a．基本的な財務戦略及び経営資源の配分に関する考え方

当社グループは、財務基盤の強化に努め、自己資本比率を一般的な水準である30%以上を維持するとともに、成長のための投資資金の確保を実現するため、投資計画と立替資金及びリスク対応の留保分を考慮したうえで保有すべき現預金水準を概ね8～10億円程度以上と設定し、適正なレンジでの手元流動性を維持しております。

b．資金需要の内容

当社グループは、主力事業である医療アシスタンスサービスにおいて、医療機関に対して立替払いを実施するため、また、事業規模の拡大と収益源の多様化を求めるために必要に応じて資金調達を実施いたします。

c．資金調達の方法

当社グループは、投資のための資金調達は基本的には銀行からの固定金利での長期借入金によっております。

また、機動的な資金確保のため取引銀行10行と当座貸越契約を締結し、適正な水準の手元流動性を確保しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき作成されており、この連結財務諸表の作成に当たり、売掛金等に対する貸倒引当金及び資産・負債の報告数値並びに財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる判断や見積りを行っております。従って、実績がこれらの見積り額と異なることで結果として連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(当社)	損害保険ジャパン株式会社	相手方の海外旅行保険を購入した顧客(被保険者)へのアシスタンスサービスの提供	2020年2月1日より2021年1月31日まで(以降1年ごとの自動更新)
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(当社)	海外のプロバイダー	相手方は当社コーディネーターの指示に従い顧客へのサービスを提供する。	原則として1年ごとの自動更新
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(当社)	国内外の協力病院	相手方がキャッシュレスサービスを提供する。(注)	原則として1年ごとの自動更新
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(当社)	厚生労働省	入国者等健康フォローアップセンター業務	2022年4月1日から2023年5月31日まで
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(当社)	東京検疫所	検疫手続確認センター業務	2022年4月1日から2023年5月31日まで

(注) 相手方が提供するサービスは以下のとおりです。

キャッシュレスサービスの提供(当社が契約した個人又は当社と契約した法人とアシスタンスサービスの契約を締結した個人が医療機関で支払いをすることなく受診できるサービス。当社は医療機関に対し医療費の立替払いを行います。キャッシュレスサービスに対する医療機関への役務提供料等の支払いはありません)。

(注) 厚生労働省から受託した「入国者等健康フォローアップセンター業務」及び東京検疫所から受託した「検疫手続確認センター業務」は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類(危険性の高い感染症)から5類(既知の感染症)に移行されたことから、その役割を終え、5月末をもって終了いたしました。

6【研究開発活動】

当社グループは、研究開発活動は実施しておりませんので該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、医療アシスタンス業務の充実及び業務効率向上等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。当連結会計年度の設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産の取得価額）は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度
医療アシスタンス事業	16,820千円
ライフアシスタンス事業	- 千円
計	<u>16,820千円</u>
消去又は全社	<u>14,824千円</u>
合計	31,644千円

医療アシスタンス事業では、主に医療アシスタンス業務における業務システムに11,680千円の設備投資を行いました。

消去又は全社では、主に高性能電話システムに7,617千円の設備投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	器具及び 備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都文京区)	医療アシスタンス事業・ ライフアシスタンス 事業	コーディネートセ ンター設備・事務 所	21,906	26,535	37,282	12,210	97,933	160 (17)
イギリス支店 (United Kingdom)	医療アシスタンス事 業	事務所	3,344	1,680	41	-	5,066	4 (5)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、嘱託社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 主要な賃借している設備は本社建物であります。年間賃借料は81,670千円及び土地面積は1,685.00㎡であります。

(2) 在外子会社

2023年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物 (千円)	器具及び 備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	EJUS (米国 バージニア州)	医療アシ スタンス事業	コーディネート センター設備・ 事務所	-	3,523	-	3,523	1 (3)
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	EJS (シンガポール シンガポール)	医療アシ スタンス事業	コーディネート センター設備・ 事務所	237	14	-	251	1 (2)
北京威馬捷 国際旅行援助 有限責任公司	EJC (中国 北京 市)	医療アシ スタンス事業	コーディネート センター設備・ 事務所	68	9,916	4,488	14,472	33 (1)
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.	EJT (タイ国 バンコク)	医療アシ スタンス事業	コーディネート センター設備・ 事務所	-	5,724	-	5,724	21 (-)
EAJ Assistance Services Canada, Inc.	EJCA (カナダ バンクー バー)	医療アシ スタンス事業	コーディネート センター設備・ 事務所	8,311	2,523	1,752	12,586	9 (6)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、嘱託社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員数を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、今後の事業展開及び効率化等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社	東京都文京区	全社	インフラ整備	75,000	-	自己資金 及び借入	2024年度中	2024年度中	(注)
本社	東京都文京区	ライフアシス タンス事業	コンシェルジュ サービスAIシステ ム開発	50,000	-	自己資金 及び借入	2024年度中	2024年度中	(注)

(注) 完成後の増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,304,000
計	8,304,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年3月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,519,600	2,519,600	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株 であります。
計	2,519,600	2,519,600	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第4回新株予約権（2015年3月25日開催の定時株主総会決議及び2015年8月14日開催の取締役会において決議）

区分	事業年度末現在 (2023年12月31日)	提出日の前月末現在 (2024年2月29日)
新株予約権の数(個)	104(注)2	104(注)2
付与対象者の区分及び人数(名)(注)1	当社取締役 1 当社従業員 9	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,800(注)2、3、6	20,800(注)2、3、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,370(注)4、6	1,370(注)4、6
新株予約権の行使期間	自 2017年8月18日 至 2025年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,370(注)6 資本組入額 685(注)6	発行価格 1,370(注)6 資本組入額 685(注)6
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 決議日時点における内容を記載しております。

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職及び新株予約権の行使により権利を喪失したものを減じた数であります。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、割り当てる新株予約権の目的となる株式数に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使の条件
当該新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部又は一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。
当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合。
6. 2015年8月14日開催の取締役会決議により、2015年9月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（2018年3月28日開催の定時株主総会決議及び2018年5月18日開催の取締役会において決議）

区分	事業年度末現在 (2023年12月31日)	提出日の前月末現在 (2024年2月29日)
新株予約権の数(個)	100(注)2	100(注)2
付与対象者の区分及び人数(名)(注)1	当社取締役 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注)2、3	10,000(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,043(注)4	1,043(注)4
新株予約権の行使期間	自 2020年5月22日 至 2028年2月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,043 資本組入額 522	発行価格 1,043 資本組入額 522
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役(監査等委員である取締役含む。)、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 決議日時点における内容を記載しております。

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職及び新株予約権の行使により権利を喪失したものを減じた数であります。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付

することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、割り当てる新株予約権の目的となる株式数に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使の条件
当該新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部又は一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。
当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合。

第6回新株予約権（2021年3月25日開催の定時株主総会決議及び2021年12月16日開催の取締役会において決議）

区分	事業年度末現在 (2023年12月31日)	提出日の前月末現在 (2024年2月29日)
新株予約権の数(個)	205(注)2	205(注)2
付与対象者の区分及び人数(名)(注)1	当社取締役 2 当社従業員 16	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,500(注)2、3	20,500(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,272(注)4	1,272(注)4
新株予約権の行使期間	自 2023年12月18日 至 2031年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,272 資本組入額 636	発行価格 1,272 資本組入額 636
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役(監査等委員である取締役含む。)、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 決議日時点における内容を記載しております。

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職及び新株予約権の行使により権利を喪失したものを減じた数であります。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、割り当てる新株予約権の目的となる株式数に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使の条件
当該新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部又は一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。
当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合。

第7回新株予約権（2022年3月25日開催の定時株主総会決議及び2022年12月15日開催の取締役会において決議）

区分	事業年度末現在 (2023年12月31日)	提出日の前月末現在 (2024年2月29日)
新株予約権の数(個)	285(注)2	285(注)2
付与対象者の区分及び人数(名)(注)1	当社取締役 2 当社従業員 26	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,500(注)2、3	28,500(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,055(注)4	1,055(注)4
新株予約権の行使期間	自 2024年12月17日 至 2032年2月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,055 資本組入額 528	発行価格 1,055 資本組入額 528
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役(監査等委員である取締役含む。)、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 決議日時点における内容を記載しております。

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職及び新株予約権の行使により権利を喪失したものを減じた数であります。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、割り当てる新株予約権の目的となる株式数に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使の条件
当該新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部又は一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。
当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年1月1日～ 2019年12月31日 (注)	14,400	2,487,600	2,253	306,993	2,253	92,993
2020年1月1日～ 2020年12月31日 (注)	32,000	2,519,600	5,008	312,001	5,008	98,001

(注) 新株予約権の行使によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	16	13	19	17	1,794	1,860	-
所有株式数(単元)	-	79	1,232	937	2,223	502	20,205	25,178	1,800
所有株式数の割合(%)	-	0.31	4.89	3.72	8.83	1.99	80.25	100.00	-

(注) 自己株式430株は、「個人その他」に4単元及び「単元未満株式の状況」に30株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2023年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
徐志敏	東京都江東区	297,900	11.83
ヴァンタークルーズヘルスサービスインク (常任代理人 今津 邦博)	1ST FLOOR, KINGS COURT, BAY STREET PO BOX N-3944, NASSAU, BAHAMAS (東京都台東区)	183,900	7.30
氷鮑健一郎	東京都新宿区	75,600	3.00
徐慧明	東京都江東区	70,000	2.78
徐宏沢	東京都江東区	68,000	2.70
徐雲沢	東京都江東区	68,000	2.70
安全サポート株式会社	東京都港区西新橋1丁目2番9号 日比谷セントラルビル8F	66,600	2.64
舞原満博	京都府京都市西京区	51,700	2.05
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	43,100	1.71
飯田啓三	奈良県奈良市	40,000	1.59
計	-	964,800	38.30

(注) 1. 持株比率は自己株式(430株)を控除して計算しております。

2. 前事業年度末において主要株主であったヴァンタークルーズヘルスサービスインク(常任代理人 今津 邦博)及び吉田幸子氏は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

3. 前事業年度末において主要株主でなかった徐志敏氏は、当事業年度末現在では主要株主となっております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,517,400	25,174	-
単元未満株式	普通株式 1,800	-	-
発行済株式総数	2,519,600	-	-
総株主の議決権	-	25,174	-

(注)「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式30株が含まれております。

【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本エマージェンシー アシスタンス株式会社	東京都文京区小石 川一丁目21番14号	400	-	400	0.02
計	-	400	-	400	0.02

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	40	35,120
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1. 単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 当期間における取得自己株式には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	430	-	430	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

(1) 剰余金の配当等に関する基本方針

利益分配につきましては、当社は、株主のみならずへの利益還元を最も重要な課題のひとつと考えて経営にあたっております。従って、経営基盤の強化と長期的な事業発展のための内部留保の充実に留意しながらも、できる限り継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

このような観点から、当社は、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

また、自己株式の取得に関しましては、適切と判断した時期に実施することを検討しております。

(2) 配当について

当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができ、毎年12月31日を基準日とした期末配当、毎年6月30日を基準日とした中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当、中間配当ともに取締役会としております。

当事業年度の配当につきましては、当事業年度が当社の創業20周年であることから1株当たり記念配当5円の中間配当を実施いたしました。また、上記基本方針に基づき、1株当たり普通配当5円の期末配当の実施を決定いたしました。この結果、年間配当は、1株当たり10円(うち中間配当5円)となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当の詳細は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2023年8月10日 取締役会決議	12,596	5
2024年2月9日 取締役会決議	12,595	5

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、サービス受益者、取引先、社員、社会など全ステークホルダー（利害関係者）から信頼を得ることが、企業価値の持続的向上につながると認識しております。そのためには、経営の効率性と透明性を確保し、健全性の高い組織を構築することが必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンス（企業統治）に対する取り組みが極めて重要だと考えております。従って、当社は、全ての役員及び従業員が当社の基本的な価値観や倫理観を共有するために「EAJ行動規範」を制定し、周知徹底を図っております。

また、経営の効率性を確保するために、事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織部門の効率的な運営及び責任体制の確立を図っております。

さらに、経営の透明性を確保するため、取締役の業務執行に対する監査等委員会による監督機能、法令や定款、及び当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実させ、迅速かつ適正な情報開示を実現可能にさせる諸施策を講じております。

今後も業績と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、全ステークホルダーの利益にかなう経営の実現と企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

企業統治の体制の概要と当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。その概要は次のとおりです。

（取締役会）

当社は、経営の効率性と透明性を高めることを目的として、取締役7名（うち3名は監査等委員である取締役）で取締役会を構成しております。その構成員は、議長を務める代表取締役社長 倉田潔、取締役副社長 ソル・エーデルスタイン、取締役 吉井眞一、取締役 藤本康二、取締役監査等委員 土屋聡美、社外取締役監査等委員 勝田和行、社外取締役監査等委員 三宅秀夫となっております。取締役会は毎月一回定例取締役会を開催するとともに、迅速な意思決定を確保するために、必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催することにしております。

取締役会においては、法令や定款、及び当社諸規程類に基づき、経営方針の決定、経営に関する重要事項の決議と各取締役の職務執行状況報告を行い、これらを通じて各取締役の相互監視を行っています。

（監査等委員会）

当社は、経営の監視を客観的に行うことを目的として、社外取締役2名を含む3名の監査等委員（うち常勤監査等委員1名）で監査等委員会を構成しております。その構成員は、土屋聡美、勝田和行、三宅秀夫となっており、委員長は独立社外取締役である勝田和行が務めております。

なお、土屋聡美は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の監査等委員による高度な情報収集力により、実効性の高い監査活動が可能となるからであります。

各監査等委員が取締役会に、常勤監査等委員がその他社内会議に出席するほか、各取締役や重要な使用人との面談、及び社内各部署の業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

（会計監査人）

会計監査人は、明星監査法人を選任しており、公正な監査を受けております。

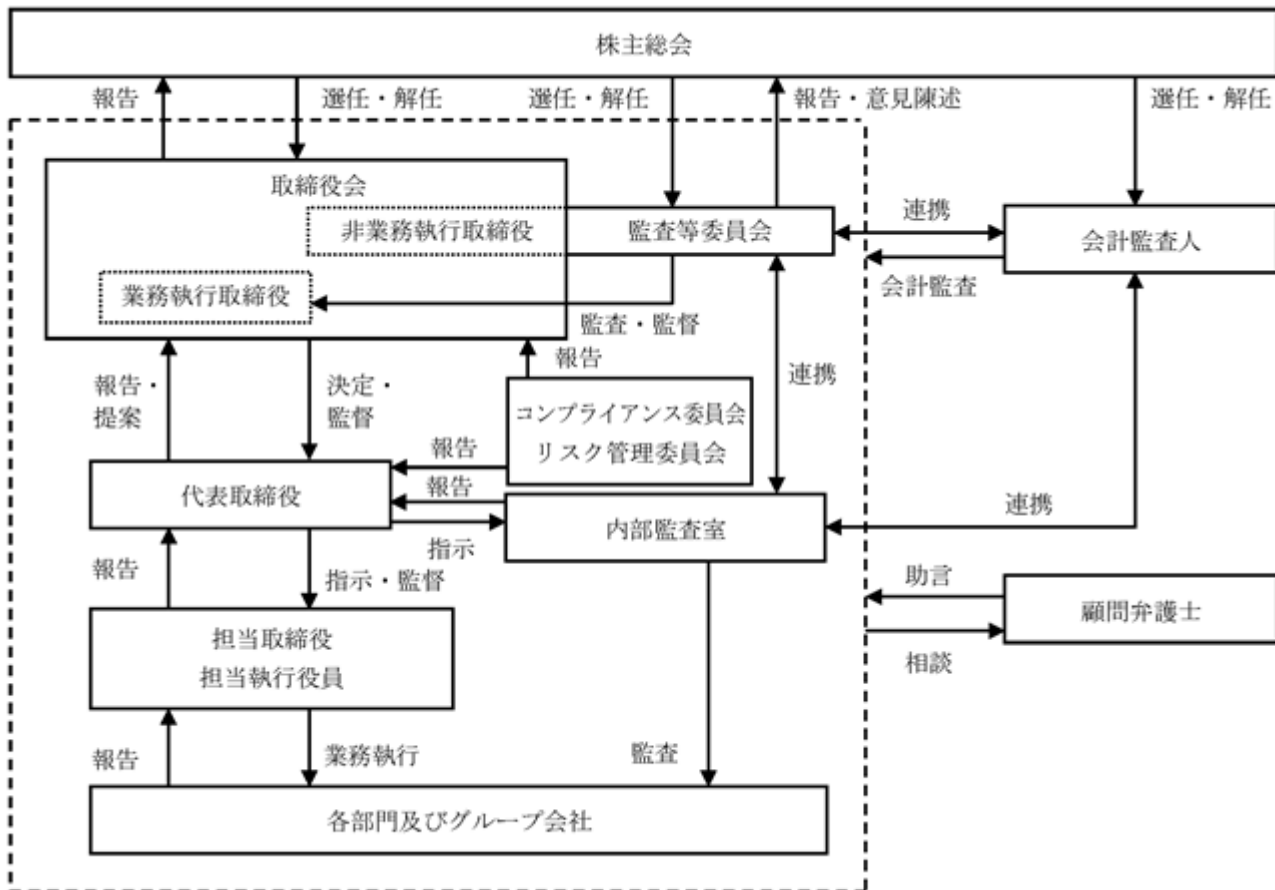
なお、当社は2023年3月24日付で、会計監査人を有限責任 あずさ監査法人から明星監査法人へ変更いたしました。

（執行役員制度）

当社は、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の機動性を高めるために、執行役員制度を導入しております。有価証券報告書提出日現在の執行役員は、執行役員営業開発部担当（兼）営業開発部長 麻田万奈、執行役員企画部担当・IR室担当（兼）企画部長（兼）IR室長 工藤信幸、執行役員ネットワーク部担当 高畑知美、執行役員経理部担当（兼）経理部長 今津邦博の4名であります。

代表取締役社長及び執行役員を構成員とする執行役員会を定期的開催し、個々の執行役員は、取締役会より委嘱を受けた担当業務の執行状況を代表取締役社長に報告することにより、機動的な業務執行の実現を図っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は、以下のとおりです。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムについては、取締役会において内部統制の基本方針を決議しております。また、業務を適切かつ効率的に執行するために、社内諸規程により決裁者、決裁基準を明確に定めております。さらに、一部署で業務が完結することがなく、必ず複数部署の関与が生じ内部牽制が働く組織、業務分掌としております。

なお、内部統制システムの整備状況は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び社員、その他の従業員が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範を示した「EAJ行動規範」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行い、取締役及び使用人が一丸となって法令遵守の徹底や企業倫理の確立に努める。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関連する議題を取り上げて検討し、対応策を講じ、教育、啓蒙等必要な諸活動を推進する。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」に基づく、内部通報制度を整備・運用する。

業務執行部門から独立した内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに被監査組織へフィードバックする。

当社は、市民社会の秩序並びに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わない。反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、管理部を担当部署とし、不当要求防止責任者を選任のうえ、所轄官庁及び関連団体と緊密に連携を図りながら、その排除に努めるとともに、組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底する。

当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行う。その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備し、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議・決裁規程」に基づいて決定した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書及び電磁的記録等管理規程」に基づき、保存・管理する。

当社は、情報セキュリティに関する基本方針及び諸規程の整備並びにパソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理基本規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を整備、構築する。

「リスク管理基本規程」に基づき、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、適切なリスク管理を推進する。

不測の事態が発生したときは、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる努力をする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、年度予算を策定し、全社的な目標及び各組織の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、取締役会で報告し、以後の活動に反映して効率的な職務執行を目指す。

また、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督などを行う。

当社は、執行役員制度を導入し、執行役員は取締役会ないし代表取締役社長が決定した業務の範囲内で業務執行を行い、効率的な職務執行を目指す。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社管理規程」を定め、同規程に基づき当社グループの事業運営を実施するものとし、当社の取締役と子会社の取締役との間で、定期的に会合を行う。また、子会社は同規程に定める重要事項について当社の承認を受けるとともに、同規程に定める経営状況、経営指標等の報告を行うものとする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理基本規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を構築させ、適宜報告を受けるとする。

また、子会社において損失リスクが顕在化した場合には、「子会社管理規程」に従い速やかに当社に報告し、当社及び当該子会社間で対策を協議・実施することで損失の拡大を防止する。

(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は当社グループを対象とした年度予算を策定し、当社グループの目標及び各子会社の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、子会社の取締役が参加する組織長会議で報告し、以後の活動に反映して子会社の効率的な職務執行を目指す。

また、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する当社の取締役及び子会社の取締役を招集し、意思決定会議を行う。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

「EAJ行動規範」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」を当社グループ全体に適用し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備・確立を推進する。

また、当社の内部監査室は、定期的に当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社社長に報告するとともに、被監査組織へフィードバックすることにより、当社グループ全体のコンプライアンス体制を強化していく。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、必要な使用人を配置する。

7. 前項の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

また、当該補助使用人の人事異動・人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

8. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査等委員会に報告する。
当社グループは、監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内に周知徹底する。
内部監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告する。
内部通報窓口への通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、通報状況とその処理の状況は定期的に監査等委員会に報告する。
内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が希望する場合には、速やかに監査等委員会に報告する。
9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、さまざまな機会をとらえて、当社グループの取締役、使用人の監査等委員会監査に対する理解を深めさせ、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
当社社長は、監査等委員会との定期的な意見交換会を開催し、監査等委員会が意見又は情報の交換ができる体制とする。
内部監査人は、監査等委員会との連絡会議を定期的又は必要に応じて開催し、取締役及び使用人の業務の適法性、妥当性について監査等委員会が報告を受けられる体制とする。
当社は、監査等委員会が会計監査人と円滑に連携できる体制づくりに向けて必要な施策を実施する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスクとは、法務リスク、労務リスク、財務リスク、自然災害リスク、情報システムリスク等のうち、会社経営に重大な影響を及ぼすものと定義しております。当社は、リスク管理基本規程を制定し、また、事業活動にかかるリスクの把握、評価、分析、対処方法の検討を行い、それを文書化しております。

リスクに関して、全社的な立場で的確に管理するとともに、リスクが具体化したときにおいては、迅速な意思決定を行的確な対応を行うために、社長直属の組織として、リスク管理を統括するリスク管理委員会を設けております。リスク管理委員会は、社長を委員長とし、全常勤取締役及び組織長を委員として構成し、リスクに対する日常的な体制及び緊急時における対応策を講じる体制にしております。

また、当社は、弁護士、社会保険労務士、税理士と顧問契約を締結することにより、重要な法的判断、労務判断、税務判断及びコンプライアンスに関する事項について、必要に応じて指導、助言を受ける体制を整えております。

c. コンプライアンス体制の整備の状況

当社におけるコンプライアンスとは、法令、当社の規程類管理規程に定める規程類及び倫理、社会規範等のルールに従って行動していくことと定義しております。

当社は、公正かつ誠実な企業活動を推進し企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程を制定するとともに、コンプライアンスを経営の最重要課題としており、社内体制の整備や社内教育をはじめとしたコンプライアンス体制強化のため、社長直属の組織として、コンプライアンス委員会を設けております。コンプライアンス委員会は、社長を委員長とし、全常勤取締役及び組織長を委員として構成しております。

また、コンプライアンス違反及びその可能性がある事案に接した従業員等が、その情報をコンプライアンス相談窓口へ直接提供することができる内部通報制度を設けております。

d. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保するため、取締役会において定めた内部統制システムの基本方針に基づき、経営状況等の報告の体制、効率的な職務執行の体制、リスク管理体制及びコンプライアンス体制を構築しております。

e．取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を定款に設けております。また、当社は、当該定款規定に基づき、監査等委員である取締役との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

f．会計監査人との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を定款に設けております。また、当社は、当該定款規定に基づき、明星監査法人との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

g．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び管理職等の従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。

h．取締役会の活動状況

当事業年度における取締役会への個々の取締役の出席状況は、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
倉田 潔	18回	17回
ソル・エーデルスタイン	18回	18回
吉井 眞一	18回	18回
高田 真樹	18回	18回
藤本 康二	18回	18回
土屋 聡美	18回	18回
勝田 和行	18回	18回
三宅 秀夫	18回	18回

（注）2023年12月31日付で高田真樹氏は取締役を辞任いたしました。

取締役会における具体的な検討内容の主な事項は次のとおりであります。

〔決議事項〕

- ・ 2023年度経営方針・事業方針承認
 - ・ 2023年度予算承認
 - ・ 2022年12月期通期連結業績予想修正
 - ・ コーポレートガバナンス報告書改訂
 - ・ 新任会計監査人との監査契約締結及び監査報酬決定
 - ・ 2022年12月期決算短信及び決算説明資料承認
 - ・ 第20期期末配当決定
 - ・ 取締役候補者決定
 - ・ 代表取締役及び役付取締役候補者決定
 - ・ 第20回定時株主総会の招集決定及び付議事項承認
 - ・ 組織変更及び重要な使用人選任
 - ・ 代表取締役及び役付取締役選定
 - ・ 株主総会及び取締役会の議長等の職務代行順位決定
 - ・ 監査等委員以外の取締役各個人の報酬額決定
 - ・ 執行役員選任及び執行役員契約締結
 - ・ 取締役及び執行役員への使用人役職及び担当委嘱
 - ・ 第20期有価証券報告書承認
 - ・ 役員等賠償責任保険契約更新
- ・ 創業20周年記念中間配当決定
 - ・ 2023年12月期通期連結業績予想修正

- ・ 規程の一部改訂
- 〔 報告事項 〕
- ・ 月次決算報告
- ・ 取締役の職務執行状況報告
- ・ 取締役監査等委員からの監査状況報告
- ・ 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について

i . 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会の特別決議における定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

j . 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

k . 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

1 . 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

イ . 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるよう、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ロ . 剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項の各号に掲げる事項について法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な株主還元の実施を可能にすることを目的とするものであります。

八 . 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 企画部管掌、I R室管掌 営業部担当、RMS部担当 総務人事部担当	倉田 潔	1954年 8 月 7 日生	1981年11月 山一証券株式会社入社 1988年 2 月 UBS証券株式会社入社 機関投資家営業部長 1990年 8 月 JPモルガン証券株式会社入社 機関投資家営業部本部長 1994年11月 ドレスナー・クラインオートベンソン証券会社入社 国内営業本部長 1998年10月 ビー・エヌ・ピー投信株式会社(現BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社)入社 マネジング・ディレクター 2011年 8 月 同社 代表取締役就任 2014年 8 月 同社 営業本部顧問 2015年10月 当社入社 管理部担当部長 2017年 3 月 当社 取締役就任、営業部担当、RMS部担当、クレームアドミニストレーション部担当 2017年 8 月 当社 取締役副社長就任 2018年 2 月 当社 国際医療事業部担当 2018年10月 当社 代表取締役社長就任(現任)、EJUS(注4)取締役就任(現任)、EJS(注5)取締役就任(現任)、EJC(注6)董事長就任(現任)、EJT(注7)取締役就任(現任)、EJCA(注8)取締役就任(現任) 2019年 3 月 当社 グローバル・サポート事業部担当 2019年 7 月 当社 営業開発部担当 2020年 3 月 当社 ネットワーク部担当 2021年 1 月 営業部管掌、営業開発部管掌 2022年 3 月 営業部担当(現任) 2023年 3 月 RMS部担当(現任) 2024年 3 月 企画部管掌(現任)、I R室管掌(現任)、総務人事部担当(現任)	注 9	-
取締役 副社長 海外センター担当	ソル・エーデル スタイン (Sol Edelstein)	1946年 7 月 6 日生	1973年 9 月 ビッツバーグ大学メッドセンター勤務 1981年 9 月 ジョージワシントン大学医学部教授就任(現任) 1993年 1 月 World Access, Inc.(現 Allianz Global Assistance) 代表取締役就任 2000年 4 月 Vanter Ventures Inc.(現Vanter Cruise Health Services, Inc.) CEO就任(現任) 2003年 1 月 当社 代表取締役就任 2003年10月 当社 代表取締役辞任 当社 取締役就任 2005年 7 月 EJUS(注4)取締役就任 2015年 4 月 EJUS(注4)代表取締役就任(現任) 2016年 3 月 国際戦略担当 2018年 5 月 EJCA(注8)取締役就任(現任) 2020年 3 月 当社取締役副社長就任(現任)、RMS部担当、海外センター担当(現任)	注 9	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常務取締役 経理部管掌 CRMソリューション部担当 クレームアドミニストレーション部担当 情報システム部担当 クレームアドミニストレーション部長	吉井 真一	1969年7月9日生	2003年2月 当社入社 メディカルオペレーション部 2006年7月 当社 クレームアドミニストレーション部長 2012年4月 当社 内部統制室長 2013年4月 当社 管理部長 2018年8月 当社 CRMソリューション部長 2019年3月 当社 取締役就任、CRMソリューション部担当(現任)、インシュアランスクレームアシスタンス部担当 2019年7月 当社 クレームアドミニストレーション部長 2020年3月 当社 クレームアドミニストレーション部担当(現任) 2021年1月 当社 情報システム部担当(現任) 2023年5月 当社 クレームアドミニストレーション部長(現任) 2024年3月 当社 常務取締役就任(現任)、経理部管掌(現任)	注9	4,300
取締役 ネットワーク部管掌 国際医療事業部担当 医療事業部担当 国際医療事業部長 医療事業部長	藤本 康二	1963年5月1日生	1987年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 2008年7月 経済産業省サービス産業課長(2011年7月組織改正後ヘルスケア産業課長) 2015年7月 内閣官房内閣審議官(健康・医療戦略室次長) 2019年8月 東京医科歯科大学特任教授(現任) 2019年8月 同大学リサーチ・ユニバーシティ推進機構シニアUR A 2019年8月 同大学産学連携研究センター副センター長 2022年4月 当社顧問就任 2022年6月 住友ファーマ株式会社社外取締役(現任) 2023年3月 東京医科歯科大学統合イノベーション機構オープンイノベーションセンター副センター長/シニアURA(現任) 2023年3月 当社 取締役就任(現任)、営業開発部管掌、国際医療事業部担当(現任)、医療事業部担当(現任)、国際医療事業部長(現任)、医療事業部長(現任) 2024年3月 ネットワーク部管掌(現任)	注9	-
取締役 (監査等委員)	土屋 聡美	1963年5月8日生	2000年2月 World Access Europe入社 2005年2月 当社入社 ロンドンセンターMGR 2008年4月 当社 オペレーション本部 アシスタンスオペレーション部長 2009年3月 当社 アシスタンス本部長、CRMソリューション部長 2012年4月 当社 アシスタンス本部長、クレームアドミニストレーション部長 2013年3月 当社 クレームアドミニストレーション部長 2019年3月 当社 取締役(常勤監査等委員)就任(現任)	注10	9,600
取締役 (監査等委員)	勝田 和行 (注1)	1945年4月12日生	1969年3月 日本生命保険相互会社入社 2000年7月 同社 常勤監査役就任 2001年6月 ニッセイ同和損害保険株式会社(現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 監査役就任 2004年6月 同社 常務取締役就任 2008年6月 ニッセイ・ビジネス・サービス株式会社 代表取締役副社長就任 2010年3月 当社 監査役就任 2016年3月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	注10	9,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	三宅 秀夫 (注1)	1953年1月21日生	1976年10月 プライスウォーターハウス(現 プライスウォーターハウスクーパース)入所 1980年9月 公認会計士登録 1994年7月 青山監査法人代表社員 1995年8月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 2007年11月 三宅秀夫公認会計士事務所 所長(現任) 株式会社マネジメントエンジン・ジャパン 代表取締役就任(現任) 2010年3月 当社 監査役就任 2016年3月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	注10	8,000
計					31,500

(注) 1. 取締役勝田和行氏、三宅秀夫氏は、社外取締役であります。

2. 監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 勝田和行、委員 土屋聡美、委員 三宅秀夫

3. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員2名を選出しております。補欠監査等委員の略歴は以下のとおりであります。

(氏名) (生年月日) (略歴) (所有株式数)

前川義和 1945年4月21日 1969年7月 大阪ガス株式会社入社 19,700株

2001年6月 株式会社ガスアンドパワーインベストメント(現 Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社)取締役就任

2004年6月 同社 常務取締役就任

2005年7月 株式会社コーディネイツ大阪 顧問

2009年12月 当社入社 顧問

2010年3月 当社 常勤監査役就任

2013年3月 当社 常務取締役就任、管理部担当

2016年3月 当社 取締役副社長就任

2017年8月 当社 医療事業部長

2018年8月 当社 総務人事部担当、経理企画部担当、情報システム部担当

2018年10月 当社 医療事業部担当、EJC董事就任

2019年3月 当社 代表取締役副社長就任、IR室担当

2020年3月 当社 取締役就任、国際プロジェクト事業部担当

2020年4月 当社 経理部担当、企画部担当

岡野秀章 1969年5月19日 1993年10月 監査法人トーマツ入所 200株

(現 有限責任監査法人トーマツ)

1998年8月 大阪ガス株式会社入社

2008年7月 岡野公認会計士事務所開設(現任)

2008年12月 SHO-BI株式会社(現 粧美堂株式会社) 監査役

2015年12月 同社 取締役(監査等委員)(現任)

4. EJUSの正式名称はEmergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.であります。

5. EJSの正式名称はEmergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.であります。

6. EJCの正式名称は北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司であります。

7. EJTの正式名称はEmergency Assistance Thailand Co., Ltd.であります。

8. EJCAの正式名称はEAJ Assistance Services Canada, Inc.であります。

9. 2024年3月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

10. 2024年3月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

11. 当社は、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の機動性を高めるために、執行役員制度を導入しております。有価証券報告書提出日現在の執行役員は、執行役員営業開発部担当(兼)営業開発部長 麻田万奈、執行役員企画部・IR室担当(兼)企画部長(兼)IR室長 工藤信幸、執行役員ネットワーク部担当 高畑知美、執行役員経理部担当(兼)経理部長 今津邦博の4名であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名（うち、監査等委員である取締役は2名）であります。

勝田和行氏は、日本生命保険相互会社及びニッセイ同和損害保険株式会社にて監査役を経験しております。また、公益社団法人日本監査役協会にて常任理事を務めた経歴を持っているため、第三者としての立場から取締役の業務執行を適切に監視することを期待でき、また、コンプライアンス遵守にも寄与するものと判断しております。

三宅秀夫氏は、公認会計士として専門的な会計知識、経験を持っており、主に会計面における監査に寄与することを十分に期待できると判断しております。

勝田和行氏は当社株式9,600株、三宅秀夫氏は当社株式8,000株所有しておりますが、それ以外に当社と社外取締役との人的関係、資本的关系、取引関係、及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。なお、両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会やその他の重要な会議へ出席し、それぞれの見地から必要に応じ適宜発言を行うことにより、業務執行の監督を行っております。また、内部監査室や会計監査人と情報交換を行い、監査の充実に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、社外取締役の勝田和行氏が委員長に選定されております。監査等委員は、監査等委員会で定める監査方針、監査計画及び分担に従い、各監査等委員が取締役会に出席し、常勤監査等委員が重要な社内会議に出席するほか、主として常勤監査等委員が業務執行取締役や重要な使用人との面談等を通じて各事業部門の監査を行い、監査等委員会において監査結果の共有を図り、取締役の職務執行状況を監査しております。

監査等委員会は、内部監査室から内部監査の状況に関して報告を受けるとともに、監査法人と会計監査の実施状況について意見交換を行うことにより、コンプライアンスやリスク管理を含む内部統制システムの運用状況の監査を行い、監査の実効性の確保に努めております。

なお、監査等委員 三宅秀夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度における個々の監査等委員の出席状況は、次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数	出席率
監査等委員	土屋聡美	14回	14回	100%
監査等委員（社外取締役）	勝田和行	14回	14回	100%
監査等委員（社外取締役）	三宅秀夫	14回	14回	100%

監査等委員会における具体的な検討事項として、監査計画策定、監査報告書作成、四半期及び年度決算監査、取締役の職務執行状況の監査、コンプライアンスやリスク管理を含む内部統制システムの運用状況の監査、会計監査人の評価及び選解任等に関する議案内容の決定と監査報酬の同意、監査等委員である取締役の選任に関する議案への同意等があります。

常勤監査等委員の主な活動として、業務執行取締役から事業・業務の遂行状況についての意見聴取、内部監査部門における監査実施状況等についての情報収集、会計監査人との意見交換及び情報収集、その他必要に応じて関係部門からの情報収集を行い、監査等委員会に報告し、監査等委員全員の認識共有を図っております。

内部監査の状況

内部監査部門として、内部監査室（人員は1名）を設置しております。海外子会社を含む全部門を対象に会計監査及び業務監査を実施しており、内部統制の有効性や業務の執行状況について、諸規程類の遵守状況やコンプライアンスの面から監査を行っております。監査結果の報告を代表取締役社長に行いますが、内部監査の過程で発見された課題で、該当部署に代表取締役社長から改善指示がなされた場合には、フォローアップ監査の実施により、改善状況の確認を随時行っております。

内部監査室と常勤監査等委員は監査にかかる諸情報の情報交換を日常的に実施しており、また、内部監査室、常勤監査等委員及び会計監査人は定期的な情報交換の機会を持ち、相互連携を図ることで、監査の充実に努めております。これらの情報についても、常勤監査等委員から監査等委員会に報告し、情報の共有化を図っております。

内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査室は代表取締役社長に内部監査報告を行うとともに、監査等委員会に対して直接報告を行うデュアルレポーティングライン体制を採用しております。

また、内部監査室は、他の業務執行部門から独立した立場から、当社内における各業務プロセスの有効性及び法令遵守等について監査を行い、内部統制システムの強化を図っております。

さらに、監査等委員会及び会計監査人と相互に情報・意見交換を行う等、緊密な連携を保ち、監査品質の維持・向上を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

明星監査法人

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 松本 保範

指定社員 業務執行社員 中西 麻理

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名 その他3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（改訂版）に基づいて、監査法人の選定をしております。

監査法人の選定に際しては、監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の合理性等を総合的に判断して決定いたします。当社の現監査法人である明星監査法人は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の相等性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断し、同法人を選定しております。

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（改訂版）に基づいて監査法人の品質管理体制、監査チームの独立性、監査等委員会とのコミュニケーション等について評価を行い、同法人による会計監査は適正に行われていることを確認しております。

g. 会計監査人の異動

当社は、2023年3月24日開催の第20回定時株主総会において会計監査人の選任を決議しており、当社の会計監査人は次のとおり異動しております。

第20期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日） 有限責任 あずさ監査法人

第21期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日） 明星監査法人

なお、臨時報告書への記載事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

明星監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2023年3月24日（第20回定時株主総会開催日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2012年3月29日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、2023年3月24日開催予定の第20回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。監査等委員会は現会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると高く評価しておりますが、監査継続年数が長期に渡っていること、また、個人情報保護対応等グローバルな視点でのコンサルティングや当社事業体制の強化支援等の非監査業務を有限責任あずさ監査法人のネットワーク・ファームに依頼しており、非監査報酬が監査報酬に占める比率が会計監査人の外観的独立性に与える影響の観点から、監査報酬とのバランスを考慮し、明星監査法人を会計監査人の候補者といたしました。当該会計監査人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の相当性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断いたしました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,620	-	21,800	-
連結子会社	-	-	-	-
計	22,620	-	21,800	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	12,250	-	-
連結子会社	-	-	-	-
計	-	12,250	-	-

(監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する非監査業務報酬の内容)

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、税務関連業務及びプライバシーマネジメント態勢調査・プライバシーに関する助言提供業務であります。

当連結会計年度

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社グループの規模や特性等に照らして監査計画(監査範囲・所要日数等)の妥当性を検討し、双方協議の上でその都度報酬を決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」）を決議しております。また、2022年4月20日開催の取締役会において、役員賞与に関する決定方針を追記する改訂を行っております。

また、当社では、社外取締役を含む取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認していることから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 当社の取締役（監査等委員を除く。以下「a.」から「e.」までについて同じ。）の報酬等は、固定報酬としての月例の基本報酬及び役員賞与並びに非金銭報酬等としてのストック・オプションにより構成される。なお、その割合については、役位、職責等を踏まえて、適宜、取締役会にて決定する。
- b. 月例の基本報酬の額は、月例の固定報酬のみとし、その額は、2016年3月25日開催の第13回定時株主総会の決議により承認された年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数、当社の業績、財務状況及び従業員給与の水準をも考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。
- c. 役員賞与は、当社の業績、社会情勢等を踏まえて支給の有無を決定するものとし、その額は、上記基本報酬と合わせて上記「b.」の報酬限度額の範囲内で、各取締役の役位、職責、在任年数、貢献度、当社の業績、財務状況及び従業員に対する賞与の額等をも考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。
- d. 取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主利益の向上を図ることを目的として、業務執行を担う取締役に対し、ストック・オプションを付与する。なお、ストック・オプションは、当社の業績、社会情勢等を勘案して、都度、株主総会の決議を経た上で付与するものとし、付与する個数は、役位、職責、在任年数、当社の業績、財務状況及び従業員に対して付与する水準をも考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。
- e. 当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月例の基本報酬の額、役員賞与の額及びその支給時期、並びにストック・オプションの個数の決定とする。社外取締役を含む取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、適宜監督するものとする。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、2016年3月25日開催の第13回定時株主総会の決議により承認された年額50,000千円以内の報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連 動報酬	退職慰 労金	ストック・ オプション	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	58,385	51,300	6,325	-	760	760	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	9,960	9,960	-	-	-	-	1
社外役員	4,200	4,200	-	-	-	-	2

- (注) 1. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の上記人員には無報酬の取締役1名は含めておりません。
2. 業績連動報酬等の内容は賞与であります。業績連動報酬としての賞与については、「連結売上高」及び「連結経常利益」を主な指標としております。この理由は、業績伸長を図るための経営努力の結果を、最もよく反映する指標であると考えためであります。具体的には、各事業年度の連結売上高と連結経常利益の実績額等を基礎に、社会情勢、職責、貢献度等の定性的要素も加味し決定しております。なお、当事業年度の役員報酬の指標とした連結売上高は3,598百万円、連結経常利益は181百万円でした。
 3. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、ストック・オプション760千円であります。
 4. 監査等委員でない取締役の報酬等の額は、2016年3月25日開催の第13回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。
 5. 監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年3月25日開催の第13回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。

6. 取締役会は、代表取締役倉田潔に対し監査等委員でない各取締役の月例の基本報酬の額、役員賞与の額及びその支給時期、並びにストック・オプションの個数の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、明星監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適時・適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、印刷会社等が主催する研修会への参加並びに会計専門書の購読を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,356,098	2,266,765
売掛金及び契約資産	1,648,322	1,169,455
仕掛品	39,854	-
立替金	472,092	745,729
その他	178,158	279,344
貸倒引当金	1,077	952
流動資産合計	3,693,449	3,460,343
固定資産		
有形固定資産		
建物	122,278	126,040
減価償却累計額	82,346	92,173
建物(純額)	39,932	33,867
器具及び備品	306,890	321,109
減価償却累計額	246,650	271,191
器具及び備品(純額)	60,240	49,918
有形固定資産合計	100,172	83,786
無形固定資産		
ソフトウェア	52,919	43,563
その他	-	12,210
無形固定資産合計	52,919	55,773
投資その他の資産		
長期貸付金	25,771	23,211
繰延税金資産	4,164	3,939
その他	56,363	58,303
投資その他の資産合計	86,300	85,454
固定資産合計	239,391	225,014
資産合計	3,932,841	3,685,357
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,585	21,944
短期借入金	2,110,000	2,108,000
1年内返済予定の長期借入金	12,000	8,000
未払金	320,472	82,055
未払法人税等	207,740	1,290
契約負債	368,202	501,665
その他	266,042	242,868
流動負債合計	2,299,043	1,937,824
固定負債		
長期借入金	8,000	-
繰延税金負債	7,517	20,003
その他	12,433	13,594
固定負債合計	27,950	33,598
負債合計	2,326,993	1,971,423

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	312,001	312,001
資本剰余金	201,477	201,477
利益剰余金	972,431	1,034,470
自己株式	482	517
株主資本合計	1,485,426	1,547,431
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	87,719	123,543
その他の包括利益累計額合計	87,719	123,543
新株予約権	32,701	42,960
純資産合計	1,605,847	1,713,934
負債純資産合計	3,932,841	3,685,357

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	1 6,241,218	1 3,598,924
売上原価	5 4,975,766	2,695,037
売上総利益	1,265,452	903,887
販売費及び一般管理費	2, 5 548,384	2 730,460
営業利益	717,068	173,426
営業外収益		
受取利息	1,406	2,091
為替差益	13,690	10,323
貸倒引当金戻入額	2,035	312
その他	1,820	774
営業外収益合計	18,953	13,502
営業外費用		
支払利息	5,939	5,080
その他	427	572
営業外費用合計	6,367	5,652
経常利益	729,653	181,276
特別利益		
固定資産売却益	3 14	-
特別利益合計	14	-
特別損失		
固定資産除却損	4 2,199	4 236
特別損失合計	2,199	236
税金等調整前当期純利益	727,469	181,039
法人税、住民税及び事業税	231,177	48,231
法人税等調整額	3,760	12,826
法人税等合計	227,417	61,058
当期純利益	500,052	119,981
親会社株主に帰属する当期純利益	500,052	119,981

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益	500,052	119,981
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	42,330	35,823
その他の包括利益合計	1 42,330	1 35,823
包括利益	542,382	155,805
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	542,382	155,805

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	312,001	201,477	497,571	482	1,010,566
当期変動額					
剰余金の配当			25,192		25,192
親会社株主に帰属する当期純利益			500,052		500,052
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	474,859	-	474,859
当期末残高	312,001	201,477	972,431	482	1,485,426

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	45,388	45,388	24,665	1,080,621
当期変動額				
剰余金の配当				25,192
親会社株主に帰属する当期純利益				500,052
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,330	42,330	8,035	50,366
当期変動額合計	42,330	42,330	8,035	525,226
当期末残高	87,719	87,719	32,701	1,605,847

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	312,001	201,477	972,431	482	1,485,426
当期変動額					
剰余金の配当			57,941		57,941
親会社株主に帰属する当期純利益			119,981		119,981
自己株式の取得				35	35
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	62,039	35	62,004
当期末残高	312,001	201,477	1,034,470	517	1,547,431

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	87,719	87,719	32,701	1,605,847
当期変動額				
剰余金の配当				57,941
親会社株主に帰属する当期純利益				119,981
自己株式の取得				35
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35,823	35,823	10,258	46,082
当期変動額合計	35,823	35,823	10,258	108,087
当期末残高	123,543	123,543	42,960	1,713,934

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	727,469	181,039
減価償却費	54,724	48,688
株式報酬費用	8,035	10,258
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,035	125
為替差損益(は益)	19,772	13,500
固定資産売却損益(は益)	14	-
固定資産除却損	2,199	236
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	449,949	484,630
仕掛品の増減額(は増加)	22,843	39,854
立替金の増減額(は増加)	847	273,274
仕入債務の増減額(は減少)	7,186	7,321
未払金の増減額(は減少)	317,861	245,198
未払又は未収消費税等の増減額	13,587	120,442
契約負債の増減額(は減少)	2,474	133,445
預り金の増減額(は減少)	67,474	67,638
受取利息	1,406	2,091
支払利息	5,939	5,080
その他	20,060	5,840
小計	1,035,059	317,720
利息及び配当金の受取額	1,491	2,113
利息の支払額	5,901	5,065
法人税等の還付額	957	-
法人税等の支払額	111,380	320,259
営業活動によるキャッシュ・フロー	920,227	5,491
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	6,369	20,097
定期預金の払戻による収入	4,068	-
有形固定資産の取得による支出	39,291	12,221
有形固定資産の売却による収入	14	-
無形固定資産の取得による支出	27,267	13,147
敷金及び保証金の差入による支出	8,615	2,256
敷金及び保証金の回収による収入	11,751	380
貸付金の回収による収入	2,592	3,941
投資活動によるキャッシュ・フロー	63,116	43,401
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	270,000	30,000
長期借入金の返済による支出	14,938	12,000
自己株式の取得による支出	-	35
配当金の支払額	24,953	57,519
財務活動によるキャッシュ・フロー	309,891	99,554
現金及び現金同等物に係る換算差額	45,928	35,344
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	593,147	113,103
現金及び現金同等物の期首残高	1,708,771	2,301,919
現金及び現金同等物の期末残高	1,230,919	1,218,816

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.

Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.

北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司

Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.

EAJ Assistance Services Canada, Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社グループは定率法を採用し、一部の在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

器具及び備品 4～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については社内基準に従い、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

医療アシスタンス事業に係る収益

a. 海外旅行保険の付帯としてのサービス

損害保険会社等と契約を締結し、海外旅行保険加入者（被保険者）が自国外において被った怪我や病気に対して、電話での対応から受診支援、搬送に至るまでの医療に関する様々なアシスタンスサービスを被保険者に提供する業務を受託しており、年間契約料収入と案件毎のサービス提供内容に応じた手数料収入を主な収入としております。

年間契約料は、契約期間にわたり、当該サービスを被保険者からの要求に対して迅速に対応できる体制を維持する履行義務に対応するものであることから、経過期間に応じて収益を認識しております。また、案件毎のサービス提供内容に応じた手数料収入は、被保険者に対してアシスタンスサービスを提供後、顧客に対して案件毎の業務受託報告を行うことで履行義務が充足されることから、請求書兼報告書による業務受託報告が完了した時点で収益を認識しております。

b. 自社展開のアシスタンスサービス

・法人向け医療アシスタンスサービス

海外展開している法人や官公庁と契約を締結し、海外駐在者・海外渡航者に対して医療支援を含めた危機管理・危機対応に関するアシスタンスサービスを提供する業務を受託しており、年間契約料を主な収入としております。

当該サービスは、パッケージ化された業務内容を一体のサービスとして提供することで顧客が便益を享受することから、当該サービスの提供を一つの履行義務として認識しております。

また、海外駐在者・海外渡航者からの要求に対して迅速に対応ができる体制の維持を含め契約期間にわたりサービスの提供を行うことから、経過期間に応じて収益を認識しております。

・留学生危機管理サービス

大学と契約を締結し、海外留学をする学生に対して、医療アシスタンスサービスや海外生活における問題解決支援など広く留学生生活を支援するサービスを提供する業務を受託しており、年間契約料収入と案件毎の留学期間に応じた手数料収入を主な収入としております。

当該サービスは、パッケージ化された業務内容を一体のサービスとして提供することで顧客が便益を享受することから、当該サービスの提供を一つの履行義務として認識しております。

また、大学または留学生からの要求に対して迅速に対応ができる体制の維持を含め契約期間または留学期間にわたりサービスの提供を行うことから、経過期間に応じて収益を認識しております。

・官公庁事業に関する医療支援サービス

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、官公庁より帰国者及び入国者に対する検疫・追跡業務を受託しております。検疫業務は、検疫時に実施している検査証明書の書類や健康居所確認アプリのインストール・ログインを、帰国者及び入国者が出発国にいる段階で確認する業務を受託しております。また、追跡業務は、入国者の健康確認等を行う健康フォローアップセンターによる健康観察や健康相談等を行う業務を受託しております。

加えて、外国人診療に関する「ワンストップ相談窓口事業者」として、全国の医療機関からの相談対応業務を受託しております。

これらは、業務の進捗に従って履行義務が充足されるため、業務の進捗に基づき実際に発生した原価に応じた収益を認識しております。

ライフアシスタンス事業に係る収益

ライフアシスタンス事業では、クレジットカード会社と契約を締結し、カード会員に対してレストランの予約やイベントチケットの取得等のコンシェルジュサービスを提供する業務を受託しており、年間契約料を主な収入としております。

当該サービスは、契約上合意した業務内容を一体のサービスとして提供することで顧客が便益を享受することから、当該サービスの提供を一つの履行義務として認識しております。

また、カード会員からの要求に対して迅速に対応ができる体制の維持を含め契約期間にわたりサービスの提供を行うことから、経過期間に応じて収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未収入金の増減額(は増加)」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「未収入金の増減額(は増加)」29千円、「その他」20,030千円は、「その他」20,060千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 売掛金及び契約資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
売掛金	633,015千円	117,769千円
契約資産	15,307千円	51,686千円

2 当社において、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額	2,150,000千円	1,600,000千円
借入実行残高	1,110,000千円	1,080,000千円
差引額	1,040,000千円	520,000千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
役員報酬	64,599千円	72,237千円
給料手当	108,833千円	212,497千円
賞与	59,655千円	41,318千円
貸倒引当金繰入額	-千円	226千円
外注費	70,881千円	103,730千円

3 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
器具及び備品	14千円	-千円
計	14千円	-千円

4 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
建物	962千円	-千円
器具及び備品	427千円	236千円
ソフトウェア	809千円	-千円
計	2,199千円	236千円

5 助成金収入に関して、売上原価及び、販売費及び一般管理費から控除している金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上原価	823千円	-千円
販売費及び一般管理費	128千円	-千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	42,330千円	35,823千円
組替調整額	-千円	-千円
税効果調整前	42,330千円	35,823千円
税効果額	-千円	-千円
為替換算調整勘定	42,330千円	35,823千円
その他の包括利益合計	42,330千円	35,823千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,519,600	-	-	2,519,600
合計	2,519,600	-	-	2,519,600
自己株式				
普通株式	390	-	-	390
合計	390	-	-	390

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	32,701
	合計	-	-	-	-	-	32,701

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年2月25日 取締役会	普通株式	25,192千円	10円	2021年12月31日	2022年3月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年2月10日 取締役会	普通株式	45,345千円	利益剰余金	18円	2022年12月31日	2023年3月27日

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,519,600	-	-	2,519,600
合計	2,519,600	-	-	2,519,600
自己株式				
普通株式（注）	390	40	-	430
合計	390	40	-	430

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加40株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	42,960
	合計	-	-	-	-	-	42,960

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年2月10日 取締役会	普通株式	45,345千円	18円	2022年12月31日	2023年3月27日
2023年8月10日 取締役会	普通株式	12,596千円	5円	2023年6月30日	2023年9月20日

（注）2023年8月10日取締役会決議による1株当たり配当額5円は、創業20周年記念配当であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年2月9日 取締役会	普通株式	12,595千円	利益剰余金	5円	2023年12月31日	2024年3月28日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）	当連結会計年度 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
現金及び預金勘定	2,356,098千円	2,266,765千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	54,179千円	77,949千円
現金及び現金同等物	2,301,919千円	2,188,816千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は、短期的な預金等での運用に限定しております。

また、当社グループの所要資金調達は、大きく分けて運転資金及び設備投資資金の調達となっております。運転資金は自己資金、短期借入金及び長期借入金で賄い、設備投資資金は自己資金の充たに加え、長期借入金による調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産、立替金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行う事で生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、海外で事業を行う事で生じる外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後約1年であります。これらについては変動及び固定金利による調達を行っておりますが、その時々の変動によるリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、債権管理規程に従い、取引先毎に取引開始時における与信調査、期日管理及び残高管理を継続的に行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、一部固定金利による調達を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また、流動性リスクの備えとして、銀行群と当座貸越契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、42%が特定の大口顧客2社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	29,601	28,913	688
資産計	29,601	28,913	688
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	20,000	19,957	42
負債計	20,000	19,957	42

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、立替金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額
該当事項はありません。

当連結会計年度（2023年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	27,245	26,600	645
資産計	27,245	26,600	645
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	8,000	8,000	-
負債計	8,000	8,000	-

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、立替金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額
該当事項はありません。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,356,098	-	-	-
売掛金及び契約資産	648,322	-	-	-
立替金	472,092	-	-	-
長期貸付金	3,829	15,918	9,853	-
合計	3,480,343	15,918	9,853	-

当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,266,765	-	-	-
売掛金及び契約資産	169,455	-	-	-
立替金	745,729	-	-	-
長期貸付金	4,034	14,612	8,599	-
合計	3,185,984	14,612	8,599	-

2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,110,000	-	-	-	-	-
長期借入金	12,000	8,000	-	-	-	-
合計	1,122,000	8,000	-	-	-	-

当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,080,000	-	-	-	-	-
長期借入金	8,000	-	-	-	-	-
合計	1,088,000	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2023年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 （1年内回収予定の長期貸付金を含む）	-	28,913	-	28,913
資産計	-	28,913	-	28,913
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	19,957	-	19,957
負債計	-	19,957	-	19,957

当連結会計年度（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 （1年内回収予定の長期貸付金を含む）	-	26,600	-	26,600
資産計	-	26,600	-	26,600
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	8,000	-	8,000
負債計	-	8,000	-	8,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金（1年内回収予定の長期貸付金を含む）

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
販売費及び一般管理費	8,035	10,258

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2015年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 9名	当社取締役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 16名	当社取締役 2名 当社従業員 26名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 24,000株	普通株式 10,000株	普通株式 30,000株	普通株式 30,000株
付与日	2015年8月17日	2018年5月21日	2021年12月17日	2022年12月16日
権利確定条件	付与日(2015年8月17日)以降、権利確定日(2017年8月17日)まで継続して勤務していること。その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。	付与日(2018年5月21日)以降、権利確定日(2020年5月21日)まで継続して勤務していること。その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。	付与日(2021年12月17日)以降、権利確定日(2023年12月17日)まで継続して勤務していること。その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。	付与日(2022年12月16日)以降、権利確定日(2024年12月16日)まで継続して勤務していること。その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
対象勤務期間	自2015年8月17日 至2017年8月17日	自2018年5月21日 至2020年5月21日	自2021年12月17日 至2023年12月17日	自2022年12月16日 至2024年12月16日
権利行使期間	自2017年8月18日 至2025年2月28日	自2020年5月22日 至2028年2月29日	自2023年12月18日 至2031年2月28日	自2024年12月17日 至2032年2月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2015年9月1日付(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2015年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	28,500	30,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	8,000	1,500
権利確定	-	-	20,500	-
未確定残	-	-	-	28,500
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	20,800	10,000	-	-
権利確定	-	-	20,500	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	20,800	10,000	20,500	-

(注) 2015年9月1日付(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2015年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
権利行使価格 (注) (円)	1,370	1,043	1,272	1,055
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	831.5	672.17	519.02	537.89

(注) 2015年9月1日付(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却費超過額	292千円	184千円
敷金償却費	4,996千円	5,367千円
貸倒引当金	330千円	291千円
貸倒損失	914千円	914千円
未払事業税	11,466千円	-千円
未払事業所税	1,097千円	1,042千円
繰越欠損金	4,080千円	3,405千円
その他	4,815千円	7,783千円
繰延税金資産小計	27,993千円	18,988千円
評価性引当額	7,130千円	7,419千円
繰延税金資産合計	20,862千円	11,568千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	-千円	1,764千円
海外子会社の減価償却費	2,353千円	1,897千円
海外子会社の留保利益	21,861千円	23,970千円
繰延税金負債合計	24,215千円	27,632千円
繰延税金資産(負債)の純額	3,352千円	16,064千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	1.4%
住民税均等割	0.1%	0.5%
株式報酬費用	0.3%	1.7%
評価性引当額の増減	0.1%	0.2%
国外所得に対する事業税相当額	0.1%	0.7%
外国税額差異	-%	0.9%
外国法人税等	0.1%	0.6%
その他	0.1%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3%	33.7%

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、調整項目の「その他」に表示していた「株式報酬費用」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記事項の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の注記事項において、調整項目の「その他」に表示していた0.2%は、「株式報酬費用」0.3%、「その他」0.1%として組み替えております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		
	医療アシスタンス 事業	ライフアシスタンス 事業	計
得意先別内訳			
中央省庁	4,253,483	-	4,253,483
民間・その他	1,567,843	419,892	1,987,735
顧客との契約から生じる収益	5,821,326	419,892	6,241,218
外部顧客への売上高	5,821,326	419,892	6,241,218
収益認識の時期			
一時点で移転される財又はサービス	958,131	12,742	970,874
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	4,863,194	407,149	5,270,344
顧客との契約から生じる収益	5,821,326	419,892	6,241,218
外部顧客への売上高	5,821,326	419,892	6,241,218

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		
	医療アシスタンス 事業	ライフアシスタンス 事業	計
得意先別内訳			
中央省庁	1,226,076	-	1,226,076
民間・その他	1,958,510	414,337	2,372,848
顧客との契約から生じる収益	3,184,587	414,337	3,598,924
外部顧客への売上高	3,184,587	414,337	3,598,924
収益認識の時期			
一時点で移転される財又はサービス	1,253,850	29,613	1,283,464
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,930,736	384,724	2,315,460
顧客との契約から生じる収益	3,184,587	414,337	3,598,924
外部顧客への売上高	3,184,587	414,337	3,598,924

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しているため、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,093,676	633,015
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	633,015	117,769
契約資産（期首残高）	-	15,307
契約資産（期末残高）	15,307	51,686
契約負債（期首残高）	370,645	368,202
契約負債（期末残高）	368,202	501,665

契約資産は、主に、官公庁事業に関する医療支援サービスの契約について、期末日時点で完了しているが未請求の役務提供に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業のサービスに関連する年間契約に基づき、契約の履行に先立ち顧客から受領した前受金及び前受収益で、翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、247,178千円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、前連結会計年度に認識した収益の額に重要な金額はありません。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、241,158千円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は89,188千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引が無い場合、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「医療アシスタンス事業」及び「ライフアシスタンス事業」の2つを報告セグメントとしております。

「医療アシスタンス事業」は損害保険会社からの受託若しくは自社直接提供により、自国外で旅行や出張中に病気や怪我をされたお客様が、不自由なく必要な医療を受けられるようにコーディネートする業務を主なものとしております。

「ライフアシスタンス事業」はクレジットカード会社からの受託業務として、カード会員に対する海外コンシェルジュサービスを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1、2、 3	連結財務諸表 計上額 (注)4
	医療アシスタ ンス事業	ライフアシ スタンス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,821,326	419,892	6,241,218	-	6,241,218
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	5,821,326	419,892	6,241,218	-	6,241,218
セグメント利益	946,489	160,211	1,106,701	389,633	717,068
セグメント資産	1,828,985	33,450	1,862,436	2,070,405	3,932,841
その他の項目					
減価償却費	38,790	10,082	48,873	5,851	54,724
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	6,976	25,601	32,578	19,192	51,770

(注)1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社資産及び連結子会社との債権債務の相殺消去が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

3. その他の項目の減価償却費の調整額、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は全社資産に係るものであります。

4. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1、2、 3	連結財務諸表 計上額 (注)4
	医療アシスタ ンス事業	ライフアシス タンス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,184,587	414,337	3,598,924	-	3,598,924
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	3,184,587	414,337	3,598,924	-	3,598,924
セグメント利益	564,978	78,722	643,700	470,273	173,426
セグメント資産	1,563,151	26,646	1,589,797	2,095,559	3,685,357
その他の項目					
減価償却費	30,986	12,212	43,199	5,488	48,688
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	16,820	-	16,820	14,824	31,644

(注)1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

3. その他の項目の減価償却費の調整額、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は全社資産に係るものであります。

4. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	タイ国	中国	米国	カナダ	その他	計
56,058	6,807	12,887	4,857	13,107	6,454	100,172

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
厚生労働省	4,249,883	医療アシスタンス事業
損害保険ジャパン株式会社(注)	844,045	医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業

(注) 損害保険ジャパン株式会社の企業集団に属するEndurance Services Limitedへの売上高を集約して記載しております。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	タイ国	中国	米国	カナダ	その他	計
48,441	5,724	9,984	3,523	10,834	5,277	83,786

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
厚生労働省	1,224,051	医療アシスタンス事業
損害保険ジャパン株式会社(注)	1,061,508	医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業

(注) 損害保険ジャパン株式会社の企業集団に属するEndurance Services Limitedへの売上高を集約して記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	624.46円	663.30円
1株当たり当期純利益	198.50円	47.63円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	198.42円	-円

(注) 1. 2023年12月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	500,052	119,981
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	500,052	119,981
普通株式の期中平均株式数(株)	2,519,210	2,519,197
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	918	-
(うち新株予約権(株))	(918)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株予約権(新株予約権の数104個)及び第6回新株予約権(新株予約権の数285個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第4回新株予約権(新株予約権の数104個)、第5回新株予約権(新株予約権の数100個)、第6回新株予約権(新株予約権の数205個)及び第7回新株予約権(新株予約権の数285個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,110,000	1,080,000	0.5	-
1年以内に返済予定の長期借入金	12,000	8,000	0.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	8,000	-	-	-
合計	1,130,000	1,088,000	-	-

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,364,680	2,224,474	2,845,824	3,598,924
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (千円)	174,629	237,518	188,344	181,039
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (千円)	121,504	164,251	130,273	119,981
1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	48.23	65.20	51.71	47.63

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 () (円)	48.23	16.97	13.49	4.09

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,000,019	1,832,504
売掛金及び契約資産	1,647,101	165,829
仕掛品	39,854	-
立替金	1,467,655	742,072
前渡金	921	2,673
前払費用	68,498	69,838
その他	87,725	183,353
貸倒引当金	1,077	952
流動資産合計	3,310,698	2,995,318
固定資産		
有形固定資産		
建物	30,031	25,250
器具及び備品	31,833	28,216
有形固定資産合計	61,865	53,467
無形固定資産		
ソフトウェア	44,524	37,323
その他	-	12,210
無形固定資産合計	44,524	49,533
投資その他の資産		
関係会社株式	130,441	130,441
長期貸付金	8,800	6,600
繰延税金資産	16,185	5,704
その他	33,497	33,066
投資その他の資産合計	188,924	175,812
固定資産合計	295,314	278,813
資産合計	3,606,013	3,274,132

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,585	21,944
短期借入金	2 1,110,000	2 1,080,000
1年内返済予定の長期借入金	12,000	8,000
未払金	1 395,488	1 146,184
未払費用	47,251	32,931
未払法人税等	206,137	-
契約負債	368,003	501,324
預り金	87,642	160,026
その他	94,046	9,947
流動負債合計	2,335,155	1,960,359
固定負債		
長期借入金	8,000	-
固定負債合計	8,000	-
負債合計	2,343,155	1,960,359
純資産の部		
株主資本		
資本金	312,001	312,001
資本剰余金		
資本準備金	98,001	98,001
その他資本剰余金	103,476	103,476
資本剰余金合計	201,477	201,477
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	717,160	757,851
利益剰余金合計	717,160	757,851
自己株式	482	517
株主資本合計	1,230,156	1,270,812
新株予約権	32,701	42,960
純資産合計	1,262,858	1,313,772
負債純資産合計	3,606,013	3,274,132

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	1 6,210,354	1 3,570,305
売上原価	1, 4 4,978,226	1 2,699,366
売上総利益	1,232,128	870,939
販売費及び一般管理費	2, 4 542,044	2 723,683
営業利益	690,084	147,256
営業外収益		
受取利息	212	218
為替差益	13,184	10,637
貸倒引当金戻入額	2,035	312
その他	881	99
営業外収益合計	16,314	11,268
営業外費用		
支払利息	5,939	5,080
その他	262	407
営業外費用合計	6,202	5,487
経常利益	700,196	153,038
特別損失		
固定資産除却損	3 2,028	3 18
特別損失合計	2,028	18
税引前当期純利益	698,167	153,019
法人税、住民税及び事業税	227,169	43,905
法人税等調整額	6,366	10,481
法人税等合計	220,803	54,387
当期純利益	477,364	98,632

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
.人件費	(注) 2	1,033,464	20.9	818,056	30.8
.経費		3,921,917	79.1	1,841,455	69.2
当期総費用		4,955,382	100.0	2,659,511	100.0
期首仕掛品棚卸高		62,698		39,854	
合計		5,018,080		2,699,366	
期末仕掛品棚卸高		39,854		-	
当期売上原価		4,978,226		2,699,366	

(注) 1. 原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

2. 主な内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
	外注費(千円)	3,528,573		1,474,237

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	312,001	98,001	103,476	201,477	264,988	264,988	482	777,984
当期変動額								
剰余金の配当					25,192	25,192		25,192
当期純利益					477,364	477,364		477,364
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	452,172	452,172	-	452,172
当期末残高	312,001	98,001	103,476	201,477	717,160	717,160	482	1,230,156

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	24,665	802,650
当期変動額		
剰余金の配当		25,192
当期純利益		477,364
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8,035	8,035
当期変動額合計	8,035	460,207
当期末残高	32,701	1,262,858

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	312,001	98,001	103,476	201,477	717,160	717,160	482	1,230,156
当期変動額								
剰余金の配当					57,941	57,941		57,941
当期純利益					98,632	98,632		98,632
自己株式の取得							35	35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	40,690	40,690	35	40,655
当期末残高	312,001	98,001	103,476	201,477	757,851	757,851	517	1,270,812

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	32,701	1,262,858
当期変動額		
剰余金の配当		57,941
当期純利益		98,632
自己株式の取得		35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10,258	10,258
当期変動額合計	10,258	50,914
当期末残高	42,960	1,313,772

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については社内基準に従い、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 医療アシスタンス事業に係る収益

海外旅行保険の付帯としてのサービス

損害保険会社等と契約を締結し、海外旅行保険加入者（被保険者）が自国外において被った怪我や病気に対して、電話での対応から受診支援、搬送に至るまでの医療に関する様々なアシスタンスサービスを被保険者に提供する業務を受託しており、年間契約料収入と案件毎のサービス提供内容に応じた手数料収入を主な収入としております。

年間契約料は、契約期間にわたり、当該サービスを被保険者からの要求に対して迅速に対応ができる体制を維持する履行義務に対応するものであることから、経過期間に応じて収益を認識しております。また、案件毎のサービス提供内容に応じた手数料収入は、被保険者に対してアシスタンスサービスを提供後、顧客に対して案件毎の業務受託報告を行うことで履行義務が充足されることから、請求書兼報告書による業務受託報告が完了した時点で収益を認識しております。

自社展開のアシスタンスサービス

・法人向け医療アシスタンスサービス

海外展開している法人や官公庁と契約を締結し、海外駐在者・海外渡航者に対して医療支援を含めた危機管理・危機対応に関するアシスタンスサービスを提供する業務を受託しており、年間契約料を主な収入としております。

当該サービスは、パッケージ化された業務内容を一体のサービスとして提供することで顧客が便益を享受することから、当該サービスの提供を一つの履行義務として認識しております。

また、海外駐在者・海外渡航者からの要求に対して迅速に対応ができる体制の維持を含め契約期間にわたりサービスの提供を行うことから、経過期間に応じて収益を認識しております。

・留学生危機管理サービス

大学と契約を締結し、海外留学をする学生に対して、医療アシスタンスサービスや海外生活における問題解決支援など広く留学生生活を支援するサービスを提供する業務を受託しており、年間契約料収入と案件毎の留学期間に応じた手数料収入を主な収入としております。

当該サービスは、パッケージ化された業務内容を一体のサービスとして提供することで顧客が便益を享受することから、当該サービスの提供を一つの履行義務として認識しております。

また、大学または留学生からの要求に対して迅速に対応ができる体制の維持を含め契約期間または留学期間にわたりサービスの提供を行うことから、経過期間に応じて収益を認識しております。

・官公庁事業に関する医療支援サービス

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、官公庁より帰国者及び入国者に対する検疫・追跡業務を受託しております。検疫業務は、検疫時に実施している検査証明書の書類や健康居所確認アプリのインストール・ログインを、帰国者及び入国者が出発国にいる段階で確認する業務を受託しております。また、追跡業務は、入国者の健康確認等を行う健康フォローアップセンターによる健康観察や健康相談等を行う業務を受託しております。

加えて、外国人診療に関する「ワンストップ相談窓口事業者」として、全国の医療機関からの相談対応業務を受託しております。

これらは、業務の進捗に従って履行義務が充足されるため、業務の進捗に基づき実際に発生した原価に応じた収益を認識しております。

(2) ライフアシスタンス事業に係る収益

ライフアシスタンス事業では、クレジットカード会社と契約を締結し、カード会員に対してレストランの予約やイベントチケットの取得等のコンシェルジュサービスを提供する業務を受託しており、年間契約料を主な収入としております。

当該サービスは、契約上合意した業務内容を一体のサービスとして提供することで顧客が便益を享受することから、当該サービスの提供を一つの履行義務として認識しております。

また、カード会員からの要求に対して迅速に対応ができる体制の維持を含め契約期間にわたりサービスの提供を行うことから、経過期間に応じて収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
短期金銭債権	862千円	-千円
短期金銭債務	83,076千円	67,399千円

2 当社において、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額	2,150,000千円	1,600,000千円
借入実行残高	1,110,000千円	1,080,000千円
差引額	1,040,000千円	520,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	4,820千円	9,878千円
業務委託費	633,404千円	655,553千円

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度1%、当事業年度1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99%、当事業年度99%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
役員報酬	58,260千円	65,460千円
給料手当	108,833千円	212,497千円
賞与	59,655千円	41,318千円
法定福利費	30,719千円	47,389千円
支払報酬	41,699千円	40,957千円
減価償却費	8,097千円	8,171千円
外注費	70,881千円	103,730千円
貸倒引当金繰入額	-千円	226千円

- 3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
建物	962千円	-千円
器具及び備品	256千円	18千円
ソフトウェア	809千円	-千円
計	2,028千円	18千円

- 4 助成金収入に関して、売上原価及び、販売費及び一般管理費から控除している金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上原価	582千円	-千円
販売費及び一般管理費	128千円	-千円

(有価証券関係)

前事業年度(2022年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式130,441千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当事業年度(2023年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式130,441千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	292千円	184千円
敷金償却費	4,996千円	5,367千円
貸倒引当金	330千円	291千円
貸倒損失	914千円	914千円
未払事業税	11,466千円	-千円
未払事業所税	1,097千円	1,042千円
その他	4,219千円	7,089千円
繰延税金資産小計	23,316千円	14,889千円
評価性引当額	7,130千円	7,419千円
繰延税金資産合計	16,185千円	7,469千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	-千円	1,764千円
繰延税金負債合計	-千円	1,764千円
繰延税金資産の純額	16,185千円	5,704千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果	30.6%
(調整)	会計適用後の法人税等の	
交際費等永久に損金に算入されない項目	負担率との間の差異が法	0.4%
役員給与の損金不算入額	定実効税率の100分の5	1.3%
住民税均等割	以下であるため注記を省	0.6%
株式報酬費用	略しております。	2.1%
評価性引当額の増減		0.2%
国外所得に対する事業税相当額		0.8%
外国法人税等		0.7%
その他		0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		35.5%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	30,031	273	-	5,053	25,250	43,796
	器具及び備品	31,833	9,301	18	12,900	28,216	107,419
	建設仮勘定	-	4,822	4,822	-	-	-
	計	61,865	14,396	4,840	17,954	53,467	151,216
無形固定資産	ソフトウェア	44,524	7,617	-	14,817	37,323	-
	その他	-	20,930	8,720	-	12,210	-
	計	44,524	28,547	8,720	14,817	49,533	-

(注) 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

有形固定資産

建物 本社設備工事 273千円

器具及び備品 サーバー 4,384千円

無形固定資産

ソフトウェア 高性能電話システム 7,617千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,077	952	1,077	952

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.emergency.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書
事業年度 第20期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
2023年3月27日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書
事業年度 第20期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
2023年3月28日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書
第21期第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）2023年5月12日 関東財務局長に提出。
第21期第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月10日 関東財務局長に提出。
第21期第3四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月10日 関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書
2023年1月12日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（会計監査人の異動）の規定に基づく臨時報告書
2023年2月24日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
2023年3月27日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書
2023年11月24日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年3月26日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

取締役会 御中

明星監査法人
東京都千代田区指 定 社 員 公認会計士 松本 保範
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 中西 麻理
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

損害保険会社等からの受託業務に係る売上高の発生及び期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の【注記事項】（セグメント情報等）に記載されているとおり、当連結会計年度における医療アシスタンス事業に関する売上高は3,184,587千円であり、連結売上高の約88.5%を占めている。</p> <p>当該医療アシスタンス事業の主要なサービスである海外旅行保険付帯サービスについては、会社が損害保険会社等と契約を締結し、海外旅行保険加入者（被保険者）が自国外において被った怪我や病気に対して、電話での対応から受診支援、搬送に至るまでの医療に関する様々なアシスタンスサービスを被保険者に提供する業務を受託しており、年間契約料収入と案件毎のサービス提供内容に応じた手数料収入を主な収入としている。</p> <p>このうち、案件毎のサービス提供内容に応じて売上計上される手数料収入については、【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準に記載されているとおり、被保険者に対してアシスタンスサービスを提供後、顧客である損害保険会社等に対して案件毎の業務受託報告を行うことで履行義務が充足されることから、請求書兼報告書による業務受託報告が完了した時点で収益を認識している。</p> <p>海外旅行保険付帯サービスに係る売上取引のうち、案件毎のサービス提供内容に応じて売上計上される手数料収入については、主に以下の理由から、不適切な売上計上が行われる潜在的なリスクが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高は重要な経営指標の一つであり、業績予想が外部投資家へ公表されていることから、経営者が予算達成のためのプレッシャーを感じる可能性がある。 ・損害保険会社等への請求額の根拠となる案件毎のサービス提供内容の情報は会社の基幹システムに入力し管理しているが、基幹システムへ架空のサービス提供内容の情報を入力し、不適切な売上高の計上が行われる可能性がある。 ・一取引当たりの取引価額は比較的少額であるが、年間を通じて大量の取引が発生するため、基幹システムにサービス提供内容の情報を誤って入力することで、不適切な売上高の計上が行われる可能性がある。 <p>以上より、当監査法人は、海外旅行保険付帯サービスに係る売上取引のうち、案件毎のサービス提供内容に応じて売上計上される手数料収入に係る発生及び期間帰属が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、海外旅行保険付帯サービスに係る売上取引のうち、案件毎のサービス提供内容に応じて売上計上される手数料収入に係る売上高の発生及び期間帰属を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>関連する売上計上プロセスに係る内部統制について、その整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下の点に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件毎のサービス提供内容の情報が、基幹システムに適切に入力されることを確保するための統制 ・請求書兼報告書による業務受託報告にあたり、請求書兼報告書の内容及び業務受託報告時期が適切であることを確保するための統制 <p>(2)売上高の発生及び期間帰属の検討</p> <p>売上計上取引に係る発生及び期間帰属を検討するため、以下を含む監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の売上計上取引から無作為抽出によりサンプルを抽出して、売上計上日及び売上計上金額について、請求書兼報告書及び請求書兼報告書による業務受託報告日との突合を実施した。 ・年間の売上計上取引から無作為抽出によりサンプルを抽出して、請求後に顧客から入金されているかどうかについて、銀行の入金記録を閲覧することで確かめた。 ・期末日の売上債権残高の金額的重要性等に基づき抽出したサンプルについて、監査人自ら残高確認書の回答を回収し、回答額と帳簿残高が整合していることを確かめた。 ・期末日直前の売上計上取引から取引の金額的重要性等を踏まえてサンプルを抽出して、売上計上日と請求書兼報告書による業務受託報告日が整合していることを確かめた。

その他の事項

会社の2022年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2023年3月24日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2023年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社が2023年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月26日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

取締役会 御中

明星監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 松本 保範
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 中西 麻理
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(損害保険会社等からの受託業務に係る売上高の発生及び期間帰属)

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「損害保険会社等からの受託業務に係る売上高の発生及び期間帰属」と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の事項

会社の2022年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年3月24日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。